

# 第3編 学校の危機管理

## 第1部 自然災害（震災編）

### 第2章 応急対応（震災発生後の対応）

#### 第1 発災時の対応

- 1 震災が発生した場合の対応
- 2 児童・生徒等の避難誘導
- 3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制
- 4 特別支援学校における対応
- 5 学校施設・設備の安全確認と対応
- 6 ガス、電気、上水道の安全確認等

#### 第2 避難所等としての対応

- 1 概要
- 2 発災時別児童・生徒等誘導、避難住民への対応
- 3 一時滞在施設としての対応
- 4 災害時帰宅支援ステーションとしての対応
- 5 応援態勢
- 6 ボランティアの活用等



## 第3編

# 学校の危機管理

## 第1部 自然災害（震災編）

### 第2章 応急対応（震災発生後の対応）

#### 第1 発災時の対応

大地震等が発生した場合、学校は児童・生徒等の安全確保を最優先とする。このため、児童・生徒等の避難誘導に当たっては、教職員は、災害の状況や発災時間帯（在勤時、夜間・休日等）、児童・生徒等の所在（在校時、登下校時、校外学習時等）に応じて、的確な指示を行うとともに、落ち着いた態度で児童・生徒等を励まし、安心感を与えることが重要である。

#### 1 震災が発生した場合の対応

教職員は、学校危機管理計画の役割分担を基本としつつ、災害が発生時には、目前にある緊急事態を最優先として、時と場に応じた行動をとり、児童・生徒等の安全確保に万全を期する。

##### (1) 災害発生時における学校危機管理体制

###### ア 学校災害対策本部組織と教職員の役割

学校では、地震等の災害が発生し、教育庁災害対策本部が設置された場合、校長を本部長とする「学校災害対策本部」を設置する。

なお、校長が不在の場合には、あらかじめ指定した代理の者を本部長とするものとし、代理者は事前に複数指定の上、順位付けを行っておく。

教職員は、定められた役割分担に基づき、災害応急活動に従事する。出張・休暇等により教職員が不在の場合や、出勤途中、夜間・休日等で教職員が十分に参集できない状況においては、一人二役など臨機応変に対応するものとする。

災害時の対応組織を定めるに当たっては、すべての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図ることが重要である。このため、教職員の役割分担については、年度当初等に全教職員で確認し、周知を徹底する

##### 【発災時における教職員の参集及び業務従事】

###### ■ 在勤時

・教職員は以下のイからキに従って業務に従事する。

###### ■ 出退勤時、出張・休暇時又は夜間・休日等

・交通機関や道路の被災状況等によるが、自身及び家族の安全を確認した上で、可能な限り勤務先に出勤し、以下のイからキに従って業務に従事する。

#### イ 情報連絡活動

##### ① 情報収集及び提供

連絡班は、児童・生徒等及び教職員の安否確認、教育庁災害対策本部からの情報連絡等、災害時に必要となる情報の収集及び提供、連絡を行う。

情報の収集に当たっては、確実な情報であることを確認するとともに、通信手段の途絶を想定し、複数の連絡手段を確保しておくことが重要である。インターネットは災害時に比較的強いとされていることから、携帯電話・スマートフォンによるメールやSNS、保護者コミュ

ニケーションシステム、学校ホームページ等を活用した情報発信など、様々な手段を検討しておくこと。

また、学校からの情報発信に加え、保護者から学校への連絡を含めた双方向のやり取りができるよう、あらかじめ準備しておく必要がある。

【必要となる情報内容及び収集・提供手段の例】

情報内容	収集手段	提供手段
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報（余震、津波、崖崩れ、火災等）</li> <li>・被災、被害状況（児童・生徒等、教職員、学校施設、学校周辺、通学路等）</li> <li>・ライフライン・交通機関等の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁安否確認サービス</li> <li>・教育庁災害対策本部からの情報</li> <li>・防災無線</li> <li>・報道機関（テレビ、ラジオ）</li> <li>・巡視、出退勤中の教職員からの情報</li> <li>・登下校中の児童・生徒等からの情報</li> <li>・携帯・固定電話、FAX</li> <li>・インターネット、電子メール、ホームページ、SNS</li> <li>・保護者コミュニケーションシステム</li> <li>・統合型学習支援サービス、災害用伝言ダイヤル</li> <li>・無線機</li> </ul> <p>など多様な手段を適時活用した情報収集を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示板等への表示</li> <li>・担当者からの文書報告</li> <li>・携帯・固定電話、FAX</li> <li>・インターネット、電子メール、ホームページ、SNS</li> <li>・保護者コミュニケーションシステム</li> <li>・統合型学習支援サービス</li> <li>・災害用伝言ダイヤル</li> <li>・無線機</li> <li>・連絡用アプリケーション</li> </ul> <p>など多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に提供する。</p>

② 被害状況の把握と報告

連絡班は、児童・生徒等、教職員の被害状況を把握し、本部長（校長）及び学校経営支援センターに報告する。

施設班は、学校施設・設備等の被害状況を把握し、本部長（校長）に報告するとともに、被害状況に応じて立入禁止措置を講じ、その内容を学校経営支援センターに報告する。

また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。

発災時に、「第1編第1章第1の非常時の組織体制」における東京都災害対策本部が設置された場合には、別添資料3-3-1「東京都教育委員会災害対策要綱」に基づき、区市町村教育委員会は、管轄する学校の被害状況及び措置状況を把握し、区教育委員会にあっては直接、区市町村教育委員会にあっては教育事務所又は出張所を経由して、東京都災害対策本部教育長に報告するものとされている。

このため、東京都災害対策本部が設置された場合、区市町村立学校長は、直ちに区市町村教育委員会に対し、学校における被害状況及び措置状況を報告する。

また、東京都災害対策本部が設置されていない場合であっても、災害等により学校の施設又は児童・生徒等に被害が発生した場合には、別添資料3-9-1「事故発生報告等事務処理要綱」の規定に準じ、区市町村立学校長は、区市町村教育委員会を通じて、同要綱別

表に掲げる報告すべき事項に対応する連絡・報告先に報告するものとする。

## ウ 避難誘導

児童・生徒等の避難誘導に当たっては、教職員は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。地震発生時には、次のような段階的な避難行動を取る必要がある。

- ・「一次避難」：  
地震を感知した時点（揺れを感知、緊急地震速報の受信等）で、身の安全を確保する
- ・「二次避難」：  
その後、校内のより安全な場所（校庭等）へ避難する
- ・「三次避難」：  
津波や延焼火災等の二次災害の危険が学校に迫った場合に、校外の安全な場所へ避難する

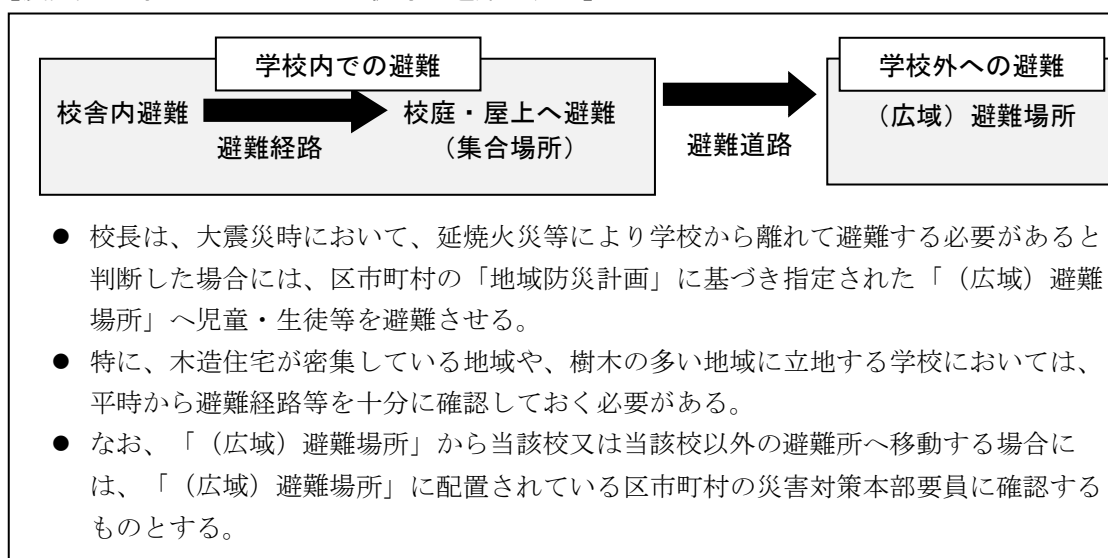
一次避難においては、児童・生徒等が所在する場所（普通教室、特別教室、校庭等）により、取るべき行動が異なる。また、二次避難や三次避難の避難場所についても、当日の天候や学校及び周辺地域の被災状況に応じて、複数の候補の中から選択する必要が生じる場合がある。

発災時にこうした対応を円滑に行うため、教職員が実施すべき事項、児童・生徒等の対応及び避難に関する判断については、フロー図等により簡潔かつ具体的に整理しておくことが望ましい。

なお、地震発生直後のフロー図については、授業中に加え、休み時間中や部活動中等、複数の場面を想定して作成しておく必要がある。

※児童・生徒等の避難誘導（指針）等については、「2 児童・生徒等の避難誘導」以降を参照する。

### 【震災発生時における児童・生徒等の避難の流れ】



## エ 校内の消火・巡視

火災発生時には、原則として消防計画に定められた対応を取ることとなるため、あらかじめ避難訓練や消火訓練などを通じて、必要な行動を身に付けておくことが重要である。

消防計画のうち、特に火災発生の初期段階に取るべき対応については、簡潔かつ具体的なフローのとして整理しておくこと効果的である。

こうしたフロー図は、毎年実施が義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難）において活用することができるため、訓練の機会などを活用して作成し、いざというときに確実に使用できるようにしておくことが望ましい。

万一、出火した場合には、自動火災報知機等の受信盤により火元を確認し、児童・生徒等を安全に誘導するとともに、校内放送、ハンドマイク又は口頭により火災発生を周知する。その上で、できるだけ多くの教職員が直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に食い止める。この際、二次災害を防止するため、生命・身体の安全に十分配慮する。

巡視に当たっては、行方不明の児童・生徒等の捜索を行う連絡班と、校舎被害状況の確認、ストーブ・火気・ガスの元栓等の点検を行う施設班とに分かれて実施する。その際、施設班による校舎被害の確認については、二人以上で班編成を行い、点検場所及び点検項目に漏れが生じないように注意する。

また、ガスの匂いを感知した場合には、速やかに窓を開けて換気を行うとともに、児童・生徒等を安全に誘導し、ガス供給会社へ連絡する。

#### 【巡視点検場所・項目の例】

月 日 時 分 ~ 時 分		担当者氏名						
		担当者氏名						
点検場所	異常の有無	点 検 項 目						特記事項
		ストーブ・火気・ガスの元栓	柱の亀裂	天井の破損	照明器具の破損	ガラスの破損	器具の転倒状況	
校長室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
給食調理	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
音楽室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
廊下	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無		
・	・	・	・	・	・	・		
・	・	・	・	・	・	・		

※1 巡回を行い、危険場所には立入禁止の表示を行うとともに、ロープ等により立入禁止の措置を講じる。

※2 ガスの臭いを感知した場合には、窓を開けて換気を行うとともに、ガス供給会社へ連絡する。

#### オ 救護活動

大震災発生時には、多数の負傷者が生じることが想定される。

このため、救護のためのスペースとして、保健室や畳のある部屋等を活用し、負傷者への応急処置は救護班が行うものとする。

また、救護活動に参加可能な児童・生徒等については、状況に応じて救護の補助を依頼する。

校庭又は屋上等に避難する場合には、救護班は救急医薬品等を携行するものとする。

#### カ 搬出活動

地震等により出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、あらかじめ定めている緊急時持出品、搬出担当者及び搬出場所に基づき、搬出活動を行うものとする。

なお、災害の状況によっては、耐火金庫等を活用して校内で保管し、散逸を防止する。

【非常持出品等の例示】

非常持出品	搬出担当者 及び搬出方法	搬出場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公印 ・通帳（印鑑） ・耐火金庫等の鍵</li> <li>・出席簿 ・重要書類等</li> <li>・緊急連絡用（引渡し）カード</li> <li>・教職員、児童・生徒等の名簿（緊急連絡先を含む）</li> <li>・ホイッスル ・メガホン（ハンドマイク）</li> <li>・乾電池 ・学級旗 ・手袋 ・筆記用具</li> <li>・懐中電灯 ・トランシーバー ・ハンドマイク</li> <li>・携帯型ラジオ ・携帯テレビ</li> <li>・災害時用公衆電話 ・可搬型Wi-Fi</li> <li>・防災行政無線移動系端末（衛生携帯電話）</li> <li>・ヘルメット ・保護手袋 ・マスク</li> <li>・マスターキー</li> <li>・校内地図 ・マンホールトイレ用の便器</li> <li>・テント等の備品 ・学校施設・設備等点検リスト</li> <li>・危険箇所・点検済表示用具 （マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用「標識テープ」、設備機器等応急工具類）</li> <li>・飲料水 ・食糧の備蓄 ・炊飯用具 ・ろ水器</li> <li>・燃料等関連資器材 ・消火器 ・防犯カメラ</li> <li>・セルフケアセット ・応急手当薬品類</li> <li>・湿布薬等 ・洗浄用水 ・AED ・担架</li> <li>・利用者への案内チラシ ・近隣マップ ・案内板</li> <li>・管理区域への立入禁止の設定 ・避難者名簿用紙</li> <li>・非常用発電機 ・ろうそく ・電池式ランタン</li> <li>・簡易トイレ ・携帯トイレ ・衛生用品</li> <li>・毛布、寝具 ・防寒・避暑用品 ・指導要録</li> <li>・学校沿革史 ・職員人事関係書類 ・救急用品</li> <li>・卒業証書授与台帳</li> <li>・学校図面等 （災害対応に必要な設備等の配置図、校地・校舎平面図、災害対応等記録用紙）</li> <li>・TAIMS端末、モバイルバッテリー等 （情報連絡手段に活用できるもの）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副校長、経営企画室職員等</li> <li>・持出用ザック等により搬出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（広域）避難場所等</li> </ul>

キ 避難所管理運営への支援

災害時における避難所の開設及び運営は、区市町村の災害対策本部が防災組織（自主防災組織等）等と連携して行うものがある。都立学校は、児童・生徒等の安全確保や教育活動早期再開に向けた対応を優先しつつ、避難所の開設・運営に協力する。

このため、平時から、避難所としての学校施設の利用計画や、避難所開設・運営の役割

分担等について、区市町村の防災担当者や地域の防災組織と十分に協議し、共通認識を構築しておくことが重要である。

これらについては、学校の役割や体制等を「学校危機管理計画」に項目を設けて記載する、又は「学校危機管理計画」とは別に「避難所開設・運営マニュアル」等として整理しておくものとする。

また、校長は、学校災害対策本部の体制の中で、主として他班への応援要員をもって避難所支援班を設置する（例えば、校庭に避難した時点等）。避難所支援班は、学校が避難所となる場合における避難所の開設及び管理運営について、協力・支援に当たる。

なお、詳細については、「第2 避難所としての対応 2 発災時別児童・生徒誘導・避難住民への対応」を参照すること。

## 2 児童・生徒等の避難誘導

大震災時においては、児童・生徒等は恐怖心により、パニック状態になることが想定される。このため、教職員は、児童・生徒等に安心感を与える言葉をかけるとともに、常に児童・生徒等一人一人を把握し、安全確保を最優先として避難誘導に当たる。

教職員の避難誘導の指針
児童・生徒等の安全確保を第一とする。
① 「お・か・し・も」（「押さない」「かけない」「しゃべらない」「戻らない」）を合言葉とし、単純明快な指示により、児童・生徒等を掌握する。
② 心身に障害がある等、自力で避難することが困難な児童・生徒等の安全確保を優先とする。
③ 発災後、校庭へ避難した場合には、校舎内に児童・生徒等が残っていないか、迅速に確認する。
④ 校舎の被害状況に応じて、校舎内の避難順序や避難経路を変更し、適切に誘導する。
⑤ 避難の際には、出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。なお、出席簿及び緊急連絡用（引渡し）カードを除く携帯品については、非常用袋に収納し、教室等に保管しておくものとする。

## 【発災時別の避難誘導（例）】

発災時の対応・行動として必要なことであり、日頃から訓練しておく必要がある。

発災時の区分	避難形態
児童・生徒等が在校中	① 校舎内での避難
	② 校庭・屋上等への避難
	③ （広域）避難場所への避難
④ 休日・夜間	
⑤ 登下校時	
⑥ 校外活動中	

① 校舎内での避難		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 ※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強い揺れにより、立つ・歩くことが困難になる。</li> <li>・この強い揺れは、10秒から数十秒間継続する。</li> <li>・蛍光灯、窓ガラス等、多くのものが落下する。</li> </ul> <p>○児童・生徒等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不安や恐怖により、泣く・叫ぶ等の反応が生じる。</li> <li>・混乱して屋外へ飛び出そうとする。</li> <li>・恐怖のため、動けなくなる。</li> </ul>	<p>○児童・生徒等に安心させるような声をかける。</p> <p><b>【授業中、給食中】</b></p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・机の下に潜り込み、対角線に机の脚をつかむよう指示する。</li> </ul> <p>○体育館・校庭・屋上・共有部分の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で頭を保護してしゃがむよう指示する。</li> <li>※緊急地震速報システムの作動時は、落下物の危険のない地点へ移動した後</li> </ul> <p><b>【休み時間、放課後】</b></p> <p>○教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合と同様に対応する。（近くにいる児童・生徒等を含む。）</li> </ul> <p>○教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合</li> </ul> <p>・廊下、階段の場合</p>	<p>○身を守る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・机の下に潜り、対角線に机の脚をつかむ。</li> <li>・頭は窓や壁と反対側に向ける。</li> <li>・防災頭巾、防災ヘルメット、座布団等で頭部を保護する。</li> </ul> <p>○その場で頭を保護してしゃがむ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※緊急地震速報システムの作動時は、落下物の危険のない地点へ移動した後</li> </ul> <p>○授業中、給食中と同様の行動をとる。</p> <p>○授業中、給食中と同様の行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※教職員がいない場合であっても、教職員がいる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練を通じて安全に行動する能力を培う。</li> </ul> <p>廊下：その場で頭を保護してしゃがむ。</p> <p>階段：その場で腹ばいになる又は手すりにつかまり、転落を防止する。</p>

## ② 校庭・屋上等への避難（その1）

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○主要動が終了し、大きな揺れが収まる。</p> <p>・校舎内にはガラス破片、転倒物、落下物が残っている。</p>	<p><b>【授業中、給食中】</b></p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勝手な行動をとらせない。</li> <li>・コンロ、ファンヒーター等の火を消す、又は指示する。</li> <li>・コンセントを抜く、ガスの元栓を閉める、又は指示する。</li> <li>・負傷者等の有無を確認する。</li> <li>・負傷者等の救出及び応急手当を行う。</li> <li>・ドアや窓付近の落下物等の危険物を除去し、脱出口を確保する。</li> <li>・防災頭巾、座布団、ヘルメット、カバン等で頭部を保護するよう指示する。</li> <li>・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。</li> </ul> <p>○体育館、校庭、屋上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室・特別教室の場合と同様に対応する。</li> <li>・校庭の場合は、液状化していない場所に集める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従う。</li> <li>・上履きのまま、防災頭巾、防災ヘルメット、座布団、カバン等で頭を保護する。</li> <li>・何も持たず、校庭・屋上への避難に備える。</li> <li>・自力で避難できない児童・生徒等の避難準備にも気を配る。</li> </ul> <p>・教室・特別教室の場合と同様に行動する。</p>
	<p><b>【休み時間、放課後】</b></p> <p>○教室に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中、給食中の場合と同じ。</li> <li>・近くに教職員のいない教室の児童・生徒等の安全確保にも配慮する。</li> </ul> <p>○教室に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任は、原則として受け持ちの教室へ向かう。</li> <li>・担任児童・生徒等に限らず、近くにいる全ての児童・生徒等の安全確保を図る。</li> </ul> <p>○廊下、階段に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近くの教室に入り、児童・生徒等へ指示を行った後、受け持ちの教室へ向かう。</li> </ul>	<p>○授業中、給食中と同様の行動をとる。</p> <p>○授業中、給食中と同様の行動をとる。</p> <p>※教職員がいない場合であっても、教職員がいる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練を通じて安全に行動する能力を培う。</p> <p>○授業中、給食中と同様の行動をとる。</p>

<b>② 校庭・屋上等への避難（その2）</b>		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○本震後、児童・生徒等は心理的に動揺している。</p> <p>○本震終了後も、大きな余震が繰り返し発生するおそれがある。</p> <p>○廊下・階段等は、ガラス破片等により危険な状態となっている。</p> <p>○本震から数分後に津波が繰り返し来襲するおそれがあり、傾斜地では崖崩れが発生する可能性がある</p>	<p>○校庭に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化していない場所に集める。</li> <li>・速やかに整列させ、その場にしゃがむよう指示する。</li> <li>・数名を除き、受け持ちの教室へ戻る。</li> </ul> <p>○屋上、体育館に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに整列させ、その場にしゃがむよう指示する。</li> </ul> <p>○校庭、屋上等に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任以外の教職員は、校庭・屋上等へ向かい、児童・生徒等の安全確保を図る。</li> </ul> <p>○本震後も余震が続くことを踏まえ、落下物等に注意し、冷静に行動するよう指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従う。</li> <li>・速やかに整列し、その場にしゃがむ。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに整列し、その場にしゃがむ。</li> </ul> <p>※教職員がいない場合であっても、教職員がいる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練を通じて安全に行動する能力を培う。</p>
	<p><b>【避難開始等】</b></p> <p>○児童・生徒等の人数を確認し、校庭・屋上へ避難を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒等の人数を確認し、校庭・屋上への避難を開始する。</li> <li>・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。</li> <li>・津波、高潮、液状化の被害が想定される学校では、安全な場所（屋上等）へ避難・誘導する。</li> <li>・河川氾濫、崖崩れ等にも十分配慮する。</li> <li>・教室から避難する場合は、可能な限り隣接する2学級が連携し、前後に教職員を配置して避難させる。</li> <li>・負傷者及び心身に障害のある児童・生徒等の保護を優先するよう指示する。</li> <li>・火災発生場所付近や上層階にいた児童・生徒等の避難を優先させる。</li> <li>・出火、倒壊、亀裂、出水等、周囲の状況を確認しながら避難を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従う。</li> </ul> <p>○校庭への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お」「か」「し」「も」を守って行動する。</li> <li>「お」：おさない</li> <li>「か」：かけない</li> <li>「し」：しゃべらない</li> <li>「も」：もどらない</li> <li>・自力で避難できない児童・生徒等の避難について、可能な範囲で手助けを行う。</li> <li>・教室の場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>廊下に速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。</li> </ul> </li> <li>・屋上の場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。</li> </ul> </li> <li>・体育館の場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者や心身に障害のある児童・生徒等を皆でかばい、助け合う。</li> </ul> </li> </ul>

② 校庭・屋上等への避難（その3）		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
○避難誘導を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難中に火災が発生した場合は、校内放送、口頭、ハンドマイク等により火災場所を周知する。</li> <li>・可能な限り多くの教職員で初期消火に当たる（身体の安全に十分配慮）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校庭・屋上等に集合した後、学年・学級ごとに整列する。</li> <li>・腰を下ろし、低い姿勢で待機する。</li> </ul>
○校舎内の確認を行う。	○トイレ等に児童・生徒等が残っていないか確認する。	
○学校災害対策本部の初動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校災害対策本部の各班の行動を開始する。</li> <li>・連絡班： 行方不明者の搜索</li> <li>・救護班： 負傷者の応急手当</li> <li>・連絡班： 児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室へ報告 施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業（TEPRO）へ修繕を依頼</li> <li>・連絡班： （広域）避難場所への避難経路を確認</li> <li>・救護班： 救助を要する場合、消防署等へ救助要請し、共助による救護活動を行う</li> <li>・ラジオ等により情報収集を行う。</li> </ul>	
○学校が一時集合場所又は避難所に指定されている場合、避難住民や、幼・小・中学校の児童・生徒等を引き取りに来る保護者等により、混乱が生じるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者、保護者の対応を行う。</li> <li>○児童・生徒等の引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードにより行う。</li> <li>・通学路の安全状況や保護者の状況等を総合的に判断し、引渡しを行う。</li> <li>・発災後、保護者が死亡し身寄りを失った児童・生徒等へは、心のケアを行い、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所へ引き継ぐ。</li> <li>○中学校、中等教育学校及び高等学校の生徒について、初期消火や救護等の活動が可能な生徒を募る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が引取り又は避難して来る。</li> <li>・それに応じた生徒は、救護、消火活動等に協力する。</li> </ul>

③ (広域) 避難場所への避難		
時間の経過 (状況等)	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○火災、崖崩れ等の二次災害により、学校が危険にさらされる。</p> <p>○道路は、陥没、高架橋の落下、自動車火災・事故等により、各所で通行止めや大渋滞が発生している。</p>	<p>○避難開始前の配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恐怖心やデマに惑わされ、自己中心的な行動やパニック的混乱に陥らないよう、教職員の指示に従うよう指導する。</li> <li>・自分勝手な言動を慎み、集団・隊列から離れないよう指示する。</li> <li>・自力で避難できない児童・生徒等については、実情に応じて介添者を定め、級友の助力により避難できるよう指導する</li> </ul> <p>○(広域) 避難場所への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校門等に避難先を掲示する。</li> <li>・避難誘導開始前に、児童・生徒等の人員を点呼する。</li> </ul> <p>○指揮体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体指揮：校長</li> <li>・学年指揮：学年主任</li> <li>・学級指揮：学級担任</li> </ul> <p>○避難集団の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級単位で避難集団を編成する。</li> <li>・学校集団の先頭は副校長とし、学級担任はクラスの最後尾につく。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(広域) 避難場所への避難は、避難誘導担当者が確認した避難経路を利用する。</li> <li>・実際の状況変化により適さない場合は、臨機応変に対応する。</li> <li>・(広域) 避難場所への到着時点で人員を点呼する。</li> <li>・行方不明の児童・生徒等がいる場合は、捜索を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示に従う。</li> <li>・「お・か・し・も」を守る。</li> <li>・防災頭巾、防災ヘルメット、かばん等で頭部を保護し行動する。</li> <li>・負傷した児童・生徒等や自力で避難できない児童・生徒等の避難について、可能な範囲でかばい、手助けを行う。</li> </ul> <p>・避難途中に負傷した人や自力で避難できない人がいたら、皆でかばい、助け合う。</p> <p>○(広域) 避難場所に到着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年、学級ごとに整列する。</li> <li>・腰を下ろし、低い姿勢で待機する。</li> </ul>

#### ④ 休日・夜間等に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 ※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。</p> <p>・強い揺れにより、立つ・歩くことが困難になる。</p> <p>・この強い揺れは、10秒から数十秒間継続する。</p> <p>○主要動が終了し、大きな揺れが収まる。</p> <p>・校舎内にはガラス破片、転倒物、落下物が残っている。</p> <p>○本震後、児童・生徒等は心理的に動揺している。</p> <p>○本震終了後も、大きな余震が繰り返し発生するおそれがある。</p> <p>○廊下・階段等は、ガラス破片等により危険な状態となっている。</p> <p>○本震から数分後に津波が繰り返し来襲するおそれがあり、傾斜地では崖崩れが発生する可能性がある。</p>	<p><b>【都立学校教職員の場合】</b></p> <p>・震度6弱以上の地震が発生した場合、自宅及び家族の安全を確認した上で、所属校への参集指示がなくても参集する。</p> <p>○学校又は寄宿舎にいる児童・生徒等の安全確保を最優先とする。</p> <p>○出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員の当初の任務は</p> <p>・出勤途上で得た情報を連絡班に報告する。</p> <p>・校舎等の安全確認を行う。</p> <p>・避難所の開設及び管理運営に協力する。</p> <p>○発災当初の任務の後、教職員は、家庭等にいる児童・生徒等の安否確認などの業務に従事する。</p> <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を、学校経営支援センター経営支援室に報告する。</p> <p>○施設・設備修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後、保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等については、心のケアを行うとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所へ引き継ぐ。</p>	<p>○寄宿舎で生活している場合 ・教職員の指示に従い行動する。</p> <p>○クラブ活動等で在校中の場合 ・部活動担当者の指示に従い行動する。</p> <p>○家庭等にいる場合 ・保護者等の責任において児童・生徒等の安全確保を図る。</p> <p>○自宅等で安全確認後</p> <p>・自らの身及び家族の安全を確認した生徒は、地域の人々と協力し、助け合う。</p> <p>・自らの安否について学校に一報を入れる。</p> <p>※電話が使用できない場合に備え、代替の連絡手段を平時から定めておく。</p>

### ⑤ 登下校時に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 ※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強い揺れにより、立つ・歩くことが困難になる。</li> <li>・この強い揺れは、10秒から数十秒間継続する。</li> </ul> <p>○主要動が終了し、大きな揺れが収まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎内にはガラス破片、転倒物、落下物が残っている。</li> </ul> <p>○本震後、児童・生徒等は心理的に動揺している。</p> <p>○本震終了後も、大きな余震が繰り返し発生するおそれがある。</p> <p>○廊下・階段等は、ガラス破片等により危険な状態となっている。</p> <p>○本震から数分後に津波が繰り返し来襲するおそれがあり、傾斜地では崖崩れが発生する可能性がある。</p>	<p>○出勤途中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属校へ向かう。</li> <li>・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ定めている連絡班へ報告する。</li> </ul> <p>○帰宅途中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属校に戻る。</li> <li>・参集途中で知り得た情報を連絡班へ報告する。</li> </ul> <p>○在校中の教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒等に対し、校庭又は屋上へ避難するよう指示する。</li> <li>・人員を点呼する。</li> <li>・以降の対応は「在校中の場合」と同様に行う。</li> </ul> <p>○津波・高潮・液状化の被害が予想される学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場所（屋上等）へ避難・誘導する。</li> <li>・河川の氾濫や崖崩れ等にも十分配慮する。</li> </ul> <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。</p> <p>○施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後、保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等については、心のケアを行うとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所へ引き継ぐ。</p>	<p>○電車・バス乗車中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手近なかばんや上着等で頭部を保護する。</li> <li>・スクールバス運行中の場合は、事前に定められた避難場所へ避難し、状況に応じてバス内に待機する。</li> <li>・運転手や駅員等の指示に従う。</li> </ul> <p>○在校中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い、行動する。</li> </ul> <p>○登下校中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まった後、学校・自宅・（広域）避難場所のうち最も近い場所へ避難する。</li> <li>・垂れ下がった電線に近づかない。</li> <li>・負傷した場合は、大きな声を出して近くの人に助けを求める。</li> <li>・すぐに学校又は自宅へ戻れない場合は、（広域）避難場所へ避難した後、安全が確保でき次第、公衆電話や携帯電話等により、現在地を学校又は家庭へ連絡する。</li> </ul> <p>※自分の身の安全は、自らの判断で守ることができるよう、避難訓練を通じて安全に行動する能力を培う。</p>

## ⑥ 校外活動中（日帰り・宿泊）に発災した場合の対応

- 校外活動中に災害等が発生した場合には、引率教職員を中心とした限られた人員で、初動対応及び安全確保に当たらなければならない。
- 災害発生直後は、学校に残る管理職と連絡を取り、その判断の下で対応することができない場合も想定される。このため、連絡が取れない状況においては、引率教職員が「学校危機管理計画」に基づき、自ら判断して対応せざるを得ない場合がある。これらの対応については、あらかじめ教職員及び児童・生徒等の共通認識としておく必要がある。
- 校外活動中に大震災が発生した場合には、揺れが収まった後、直ちに周囲の安全を実地に確認した上で、挙行届に記載している最寄りの一時（いっとき）集合場所又は避難所へ避難する。
- 宿泊場所で発災した場合には、原則として当該施設の管理者の指示に従うものとする。なお、避難予定場所については、保護者に配布する案内等にあらかじめ記載しておく。
- 教職員は、児童・生徒等の安全確保が図られ次第、自校に対して現状を報告するとともに、自校と役割分担を行いながら、保護者へ速やかに連絡する。必要に応じて、応援教職員の派遣を要請する。
- 状況により宿泊等の対応が必要となる場合には、その内容を自校に報告するものとする。その際、自校所在地域が被災している場合には、児童・生徒等に過度な不安を与えないよう配慮する。

### 3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制

#### (1) 通学路、通学経路の安全確認

学校（高等学校を除く。）は、登下校時に発災した場合に備え、区市町村教育委員会、警察署・道路管理者及び地域関係者と連携し、児童・生徒等の通学路の安全性について定期的に点検を実施する。

特に、ブロック塀、落下のおそれのある看板等、通学路上の危険箇所を改めて洗い出し、把握する。

高等学校の生徒及び特別支援学校の一人通学生については、保護者と相談の上、通学経路の安全性及び災害時における避難方法を事前に検討させる。

その際、通学経路周辺の一時（いっとき）集合場所、（広域）避難場所及び避難所について確認させる。

なお、学校は、登下校時に発災した場合の身の安全確保の方法及び連絡手段について、家庭内で十分に話し合うよう、保護者に理解を求める。

#### (2) 小学校の保護者への引渡し

校長は、あらかじめ定めた保護者又は緊急連絡用（引渡し）カードに記載された引取人に対し、定められた引渡し方法により児童を帰宅させる。

引渡し開始の周知に当たっては、区市町村単位で実施する場合に限り、区市町村災害対策本部を通じて、防災行政無線による放送を依頼する。

※学校単位での引渡しについては、原則として防災行政無線は使用できない。

引渡しは原則として担任が行うが、緊急時には担任以外の教職員が引渡しを行う場合がある。

引渡しは必ず緊急連絡用（引渡し）カードにより確認して行い、登録されていない者には、確認が取れるまで引き渡さない。

#### (3) 中学生の帰宅方法

校長は、災害時又は帰宅困難者発生時における生徒の校内保護の原則を、保護者にあらかじめ周知する。

また、災害用伝言ダイヤルや保護者コミュニケーションシステム等を活用し、生徒の安否確認手段を複数確保するとともに、その利用方法をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

生徒を帰宅させる場合は、あらかじめ定めた帰宅方法に基づき、学区域地区担当の教職員が地域別に生徒を集め、指定場所まで引率して帰宅させる。

ただし、保護者が在宅している場合に限る。

なお、状況により、小学校と同様に保護者への引渡しを行う場合があり、その方法は小学校に準ずる。

#### (4) 高校生の帰宅方法

校長は、交通機関の運行状況及び学校周辺の被災状況等について正確な情報収集を行い、生徒が安全に帰宅できるかを判断する。

保護者と連絡が付き生徒を帰宅させる場合には、収集した情報を生徒に伝えた上で、グループ下校又は状況に応じた保護者への引渡し等、あらかじめ定めた方法により帰宅させる。

生徒には帰宅後、帰宅後、担任又は教職員へ到着報告を行わせる。

帰宅途中に交通事情等により帰宅が困難と判断される場合には、無理な帰宅を避け、学校へ引き返す又は一時集合場所等へ避難するよう指導する。

学校へ戻った場合には、必ず担任または他の教職員へ報告させる。

#### (5) 保護者を欠くこととなった児童・生徒等の保護

在校中に発災し、保護者と連絡が取れない場合は、連絡が取れるまで学校で保護する。

保護者が死亡し、身寄りを失った児童・生徒等については、心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所へ引き継ぐ。

児童・生徒等が在宅中等に発災し、学校による安否確認の過程で保護者等の死亡が判明した場合には、担任等が速やかに駆けつけるなど対応した上で、同様に児童相談所へ引き継ぐとともに、学用品等の補助を適切に行う。

#### (6) 登下校時の対応

登下校時に発災し、地震が収まった場合、児童・生徒等は、自宅又は近隣の学校、一時滞在施設又は避難所に避難し、学校や事業者等の保護を受けるよう指導する。

通学区域地区担当の教職員は、担当地区の児童・生徒等のうち、学校に登校していない児童・生徒等や、下校途中で学校に戻って来ない児童・生徒等の確認に努めるとともに、安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

高等学校では、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

特別支援学校においては、スクールバスの運行状況が即時に学校へ伝達されるよう、平時から連絡体制を整備するとともに、必要に応じて地域の被災状況に関する情報を収集するものとする。

スクールバス運行中に発災した場合には、バスを安全な場所で停止させ、道路状況及び災害状況等について、カーラジオ等により情報収集を行う。あわせて、携帯電話等により学校と連絡を取りながら、学校へ戻るか否かについて、状況に応じて判断できるよう、あらかじめ委託業者と対応方法を調整しておく。

なお、学校へ戻る事が困難であると判断した場合には、最寄りの学校、一時集合場所、(広域)避難場所又は避難所へ避難するとともに、携帯電話等により、学校へ避難先を連絡するものとする。

#### (7) 児童・生徒等の保護体制

地震等の災害時に帰宅困難者対策として一斉帰宅が抑制された場合、保護者を含む就業者等は、原則として3日間程度、企業等に留め置かれることとなる。

このため、学校所在地域の震度が小さい場合であっても、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、児童・生徒等を確実に保護者へ引き渡すまで、災害発生後3日間程度、学校において保護することを原則とする。

校長は、災害時又は帰宅困難者発生時における校内保護の原則について、平時から保護者に周知する。また、電話連絡網、緊急メール、保護者コミュニケーションシステム、学校ホームページ等に加え、災害時に回線が繋がりにくい状況も想定し、災害用伝言ダイヤルやX等を活用した安否確認手段を複数確保するとともに、その利用方法を保護者に周知徹底しておく。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しは、緊急連絡用(引渡し)カード等を用いて確実に引き渡し、児童・生徒等の管理に万全を期する。

校長は、帰宅困難者対策として保護者が企業等に留まることとなった場合には、幼児、児童及び生徒を校内で保護する。この場合、児童・生徒等の安全確保のため、避難住民や帰宅困難者等とはスペースを分離し、混乱を避けるため動線を切り分ける。児童・生徒等の保護は、校長の指示に従い教職員がその任に当たる。

個々の保護者との連絡に当たっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、保護者コミュニケーションシステム、学校ホームページ、災害用伝言ダイヤル、SNS、無線機等の多様な手段を適時活用する。

### 【教職員の主な役割】

- ・保護している児童・生徒等の人員を把握する。
- ・保護者に現在の状況と今後の対応を説明する。
- ・児童・生徒等に今後の対応を説明する。
- ・児童・生徒等の安全確保のための環境整備を行う。
- ・児童・生徒等の毛布・食糧等を確保・配布する。
- ・状況に応じて、学校で保護している児童・生徒等の家庭訪問を行う。

## 4 特別支援学校における対応

特別支援学校における対応については、基本的には小学校、中学校及び高等学校における指導内容に準ずるものとする。

ただし、障害種別の違い等により、配慮を要する事項があることから、主なポイントを以下に示す。

### (1) 視覚障害特別支援学校

- ・視覚情報の不足により生じる幼児・児童・生徒等の心理的な不安を軽減するための配慮を行う。
- ・教職員は、幼児・児童・生徒等を安心させるため、継続的に声掛けを行う。
- ・避難時は、学級又は学年単位でまとめ、声を掛け合い、手を引くなどして相互に協力しながら避難する。
- ・登下校時に発災した場合には、周囲の人に声を掛け、視覚障害者であることを伝えた上で、周囲の状況を教えてもらい、安全な場所への誘導を依頼できるよう指導しておく。

### (2) 聴覚障害特別支援学校

- ・聴覚情報の不足により生じる幼児・児童・生徒等の心理的な不安を軽減するための配慮を行う。
- ・聴覚による情報が得られない場合には、点滅灯、旗、視覚情報機器等を活用し、視覚的に情報を伝達する。
- ・登下校時に発災した場合には、周囲の人に合図を行い、聴覚障害者であることを伝えた上で、周囲の状況を教えてもらい、安全な場所への誘導を依頼できるよう指導しておく。

### (3) 肢体不自由特別支援学校

- ・児童・生徒等の心理的な不安への配慮に加え、医療的ケアを含め、障害の程度及び発達段階に応じた安全確保と健康保持を行う。
- ・車いすや移動補助装具の使用を考慮し、安全な避難経路をあらかじめ確保しておく。
- ・外出時には、連絡先等を記載したカードを常に携帯するよう指導する。

### (4) 知的障害特別支援学校

- ・発災後は、直ちに児童・生徒等の傍に行き、安全を確保するとともに、心理的な不安を軽減するよう配慮する。
- ・教職員の指示に従い、落ち着いて行動できるようにする。
- ・登下校時に発災した場合の一人通学生については、警察等の指示に従い一時避難を行い、学校又は家庭と連絡を取るよう指導する。
- ・あわせて、連絡先等を記載したカードを常に携帯するよう指導しておく。

(5) 病弱特別支援学校

- ・発災後は、直ちに児童・生徒等の傍に行き、安全を確保するとともに、心理的な不安を軽減するよう配慮する。
- ・速やかに健康観察を行い、病状に変化が見られた場合には、校医及び養護教諭と連携して応急措置を行うとともに、医療機関との連携を迅速に図る。

(6) 寄宿舍

- ・寄宿舍指導員は、直ちに児童・生徒等の居室を巡回し、人員確認を行う。
- ・揺れが収まった後は、児童・生徒等を安全な場所へ誘導する。

(7) 分教室

- ・病院等の職員と連携し、児童・生徒等の安全を確保するとともに、心理的な不安を軽減するよう配慮する。

(8) 訪問教育の場合

- ・保護者と連携し、児童・生徒等の安全を確保する。
- ・病状に変化があった場合には、速やかに医療機関等と連携する。

「学校危機管理計画」に基づき、学校が保護者へ周知するための状況別対応一覧（例）

パターン	生徒在校中	生徒登下校中	スクールバスによる登下校	校外活動時
<p>【状況①】 学区域または都内で大きな被害が発生</p> <p>*バス・電車とも不通</p> <p>*電話・メールが不通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな被害が発生しているため、引き渡し体制をとります。</li> <li>可能な方法で学校へ引取りに向かってください。</li> </ul> <p>※保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒は自宅か学校の近いほうに向かいます。</li> <li>電車・バスに乗車中は運転手等の指示に従います。</li> <li>生徒が帰宅しない場合は通学経路を確かめながら、学校へ引取りに向かってください。</li> </ul> <p>※学校に登校した（又は戻った）生徒は保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況により、運行停止／学校へ戻る／避難可能な場所へ移動します。</li> <li>登下校時とも、発車前に地震が発生した場合は運行を中止します。</li> <li>道路状況を踏まえ、バス経路を確認しながら学校へ引取りに向かってください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠方で災害に遭遇した場合は、その場で避難します。</li> <li>学校に近い場合は、安全を確認した上で学校へ戻ります。</li> <li>配布済の「行事のお知らせ」で目的地・避難場所を確認してください。</li> <li>迎への準備をしつつ、学校と連絡が取れるまで家庭で待機してください。</li> <li>学校へ戻った場合は、学校へ引取りに向かってください。</li> </ul>
<p>【状況②】 学区域では大きな被害はないが、他地域で大きな被害が発生</p> <p>*バス運行あり・電車不通</p> <p>*電話・メールが不通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況に応じ、学校での活動は継続しますが、交通機関の不通により帰宅困難が予想されます。</li> <li>可能な方法で学校へ引取りに向かってください。</li> </ul> <p>※保護者又は代理の方の引取りがあるまで学校で保護します。</p>	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路状況に問題がない場合は、そのまま運行又は教職員が同乗して運行します。バス停でお待ちください。</li> <li>登校時、発車前に地震が発生した場合は運行を中止することがあります。</li> <li>下校時は、バス停に迎えがない場合、学校に戻ります。学校へ戻った場合は、学校へ引取りに向かってください。</li> </ul>	(同上)
<p>【状況③】 学区域では大きな被害はないが、他地域で大きな被害</p> <p>*バス・電車とも運行</p> <p>*電話・メールが不通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下校時刻を目処に学校へ引取りに向かってください。</li> </ul> <p>※生徒は、保護者と連絡が取れるまで学校で保護します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の帰宅をお待ちください。</li> <li>帰宅予定時刻を過ぎても帰ってこない場合は、学校へ引取りに向かってください。</li> </ul> <p>※学校に登校した（戻った）生徒は連絡手段が復旧するまで学校で保護します。</p>	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>校外行事を取りやめ、状況を判断して学校に戻ります。</li> <li>周辺の状況を確認して学校へ迎えに向かってください。</li> <li>地震発生時に解散場所へ迎えに向かっていた場合は、解散場所を確認した後、学校へ向かってください。</li> </ul>
<p>【状況④】 下校時刻までに交通機関や通信網も復旧</p> <p>*バス・電車とも運行</p> <p>*電話・メールがつながる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒は通常どおり下校します。</li> <li>状況により、学校から連絡を行う場合があります。</li> <li>学校からの連絡があった場合は、内容をご確認ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒は通常どおり登下校を継続します。</li> <li>状況により、学校から連絡を行う場合があります。</li> <li>学校からの連絡があった場合は、内容をご確認ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常どおり運行します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校外活動を取りやめ、学校に戻る場合があります。</li> <li>その際は、状況に応じて学校から連絡を行います。</li> </ul>

※ なお、企業等において一斉帰宅抑制に係る指示が出されている保護者の方につきましては、安全確当該指示に従ってください。

## 【地震災害】視覚障害及び聴覚障害特別支援学校の対策概要（例）

### ■児童・生徒等在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動
<p>○突然の大きな揺れ ・教室、特別教室、体育館等 ・教職員が近くにいる場合</p> <p>※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れが先行し、速報が間に合わないこともある。</p>	<p>○落ち着いて行動するよう、言葉かけ（手話等を含む）を行い、児童・生徒等を安心させる。</p> <p>○教室では、児童・生徒等に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。</p> <p>○体育館や校舎付近では防災頭巾やヘルメット（ない場合は持ち物又は両手）で頭部や頸部（首）を保護させ、壁や校建造物から離れて中央部方向へ避難し、しゃがむように指示する。</p> <p>○棚やロッカーから離れるよう指示する</p> <p>○勝手な行動を取らないよう指示する。</p>	<p>○机の下に入り、机の脚をつかみ、窓と反対側を向く。</p> <p>○教室の外へは出ない。</p> <p>○防災頭巾やヘルメット（ない場合は持ち物又は両手）で頭部や頸部（首）を保護し、壁や校舎等の建造物から離れて中央部方向へ避難し、しゃがむ。</p> <p>○棚やロッカーから離れ、机やテーブルがある場合はその下に入る。</p> <p>○教員の指示がなくても、身を守る行動をとる。</p> <p>○校舎外にいる場合は、校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p>
<p>○大きな揺れが収まる</p>	<p>○人員確認を行い、手分けして残留児童・生徒等がいらないか確認しながら巡回し、安全な場所へ誘導して落ち着かせる</p> <p>○負傷者を収容し、応急手当を行う。</p> <p>○教職員は役割分担に従い、所定の配置につき、点検表に基づき行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火気の点検・始末（都市ガスメーターの遮断、電熱器具の電源オフ）</li> <li>・出火の有無の確認（化学薬品等を含む）</li> <li>・負傷者の確認</li> <li>・閉じ込めの有無の確認</li> <li>・保健室の待機・準備</li> <li>・危険箇所の確認と立入禁止措置 （校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面等〕、鉄扉、防火シャッター等の安全確認・機能点検）</li> <li>・特別教室の安全点検</li> <li>・避難経路の安全確認</li> </ul> <p>○出火を発見した場合は、大声で周知し、消火器を集中して初期消火を行うとともに、消防へ通報し、児童・生徒等を安全に誘導する。</p>	<p><b>【留意点】</b> <b>（視覚障害特別支援学校）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の状況変化を把握することが難しいため、教職員は状況を簡潔に説明しながら、具体的な行動を指示する。</li> </ul> <p><b>（聴覚障害特別支援学校）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員と児童・生徒等ができるだけ近くに集まり、指示が確実に伝わるようにする。揺れが収まった後は、状況を簡潔に伝え、教員の指示どおりに行動する。</li> </ul>
<p>○余震に備える</p>	<p>○児童・生徒等を校庭へ避難・集合させる。</p> <p>※降雨・降雪・強風時は、気象状況に応じて別途対応を検討する。</p>	<p><b>【避難の際の注意事項】</b> <b>（視覚障害特別支援学校）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①児童・生徒等が前の児童・生徒等の肩につかまるなどして、はぐれないように行動する。</li> <li>②緊急時に適切な行動が取れるよう、日頃から訓練を行う。</li> </ol>
<p>○火災の拡大や余震による建物倒壊のおそれがある場合は、避難を行う。</p>	<p>○危険箇所の除去又は立入禁止措置を実施する。</p> <p>○一斉伝達、誘導、集合及び移動開始を行う。</p>	<p><b>（聴覚障害特別支援学校）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①児童・生徒等が光等の警報合図により、速やかに行動できるようにする。</li> <li>②緊急時に適切な行動が取れるよう、日頃から訓練を行う。</li> </ol>
<p>○学校宿泊時の対応</p>	<p>○保護者との連絡を行う。</p> <p>○教職員及び児童・生徒等の寝食の準備を行う。</p>	

## 【地震災害】知的障害特別支援学校の対策概要（例）

### ■ 児童・生徒等在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動
<p>○突然の大きな揺れ ・恐怖心に襲われ、泣き叫ぶなどの反応を示す者、外へ飛び出そうとする者、動けなくなる者がいる。 ※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れが先行し、速報が間に合わないこともある。</p> <p>○大きな揺れが収まる</p> <p>○余震に備える</p> <p>○火災の拡大や余震による建物倒壊のおそれがある場合は、避難を行う</p> <p>○学校宿泊時の対応</p>	<p>○落ち着いて行動するよう言葉かけを行い、児童・生徒等を安心させる。</p> <p>○教室では机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。</p> <p>○体育館や校舎付近では、防災頭巾やヘルメット（ない場合は持ち物又は両手）で頭部・頸部を保護させ、壁や建造物から離れて中央部へ移動し、しゃがむよう指示する。</p> <p>○棚やロッカーから離れるよう指示する。</p> <p>○パニックを起こしやすい児童・生徒等や不安定な児童・生徒等については、手をつなぐなどして安心させる。</p> <p>○人員確認を行い、校内放送やハンドマイク等を用いて、手分けして安全な場所へ移動させるとともに、残留児童・生徒等がいなか巡回して確認する。</p> <p>○負傷者を収容し、応急手当を行う。</p> <p>○教職員は役割分担に従い、所定の配置につき、点検表に基づき行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火気の点検・始末（都市ガスメーターの遮断、電熱器具の電源オフ）</li> <li>・出火の有無の確認（化学薬品等を含む）</li> <li>・負傷者の確認</li> <li>・閉じ込めの有無の確認</li> <li>・保健室の待機・準備</li> <li>・危険箇所の確認と立入禁止措置 （校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面等〕、鉄扉、防火シャッター等の安全確認・機能点検）</li> <li>・特別教室の安全点検</li> <li>・避難経路の安全確認</li> </ul> <p>○出火を発見した場合は、大声で周知し、消火器を集中して初期消火を行うとともに、消防へ通報し、児童・生徒等を安全に誘導する。</p> <p>○児童・生徒等を校庭へ避難・集合させる。 ※降雨・降雪・強風時は、気象状況に応じて別途対応を検討する。</p> <p>○危険箇所の除去又は立入禁止措置を実施する。</p> <p>○一斉伝達、誘導、集合及び移動開始を行う。</p> <p>○保護者との連絡を行う。</p> <p>○教職員及び児童・生徒等の寝食の準備を行う。</p>	<p>○机の下に入り、机の脚をつかみ、窓と反対側を向く。</p> <p>○教室の外へは出ない。</p> <p>○頭部・頸部を持ち物又は両手で保護し、壁や校舎等の建造物から離れて中央部へ移動し、しゃがむ。</p> <p>○棚やロッカーから離れ、机やテーブルがある場合はその下に入る。</p> <p>○教員の指示がなくても、身を守る行動を取る。</p> <p>○校舎外にいる場合は、校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p> <p><b>【避難の際の注意事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①パニックを起こしやすい児童・生徒等は、まず座らせて落ち着かせる。</li> <li>②安全な場所へ移動するまでは、教員が児童・生徒等の手を握り、一緒に行動する。</li> <li>③緊急時に迷わず行動できるよう、日頃からの訓練を継続する。</li> </ol>

## 【地震災害】肢体不自由及び病弱特別支援学校の対策概要（例）

### ■児童・生徒等在校中

状況の想定	教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動
<p>○突然の大きな揺れ・恐怖心に襲われ、泣き叫ぶなどの反応を示す者、発作を起こす者、体調が急変する者がいる。</p> <p>※緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では、揺れが先行し、速報が間に合わないこともある。</p> <p>○大きな揺れが収まる。</p>	<p>○落ち着いて行動するように言葉かけを行い、児童・生徒等を安心させる。</p> <p>○教室では、児童・生徒等を教室の中央に集める。</p> <p>○体育館や校舎付近では、壁や校舎等の建造物から離れて中央部方向に避難し、しゃがむように移動させる。</p> <p>○棚やロッカーから離れるよう移動させる。</p> <p>○勝手な行動をしないよう指示する。</p> <p>○人員確認を行い、校内放送やハンドマイク等を用いて、手分けして安全な場所へ移動させるように指示を与え、残留児童・生徒等がいないか巡回して確認する。</p> <p>○負傷者を収容し、応急手当を行う。</p> <p>○教職員は役割分担に従い、所定の配置につき、点検表に基づき行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火気の点検・始末（都市ガスメーターの遮断、電熱器具の電源オフ）</li> <li>・出火の有無の確認（化学薬品等を含む）</li> <li>・負傷者の確認</li> <li>・閉じ込めの有無の確認</li> <li>・保健室の待機・準備</li> <li>・危険箇所の確認と立入禁止措置（校舎外の建造物〔ブロック塀、門柱、フェンス、校舎壁面等〕、鉄扉、防火シャッター等の安全確認・機能点検）</li> <li>・特別教室の安全点検</li> <li>・避難経路の安全確認</li> </ul> <p>○出火を発見した場合は、大声で周知し、消火器を集中して初期消火を行うとともに、消防へ通報し、児童・生徒等を安全に誘導する。</p>	<p>○自力で移動可能な児童・生徒等も、教室の外へは出ない。</p> <p>○車いすを使用している児童・生徒等のうち、上肢を動かせる者は、頭部等を保護する。</p> <p>○自力で移動可能な児童・生徒等は、壁や建造物から離れて中央部へ移動し、しゃがむ。</p> <p>○自力で移動可能な児童・生徒等は、棚やロッカーから離れ、机やテーブルがある場合はその下に入る。</p> <p>○校舎外にいる自力で移動可能な児童・生徒等は、校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p> <p><b>【避難の際の注意事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①児童・生徒等を移動させる際は、ストレッチャー、車いす、教職員が背負うなど、一人一人の状態に応じた方法で対応する。</li> <li>②移動の際は、酸素マスク、チューブなどの状態を常に点検・確認し、慎重に移動させる。</li> <li>③児童・生徒等の健康観察を常に継続し、容態の急変に注意する。</li> <li>④医師、看護師等と連携し、児童・生徒等の健康状態に留意する。</li> <li>⑤緊急時に迷わず行動できるよう、日頃からの訓練を継続する。</li> </ol>
<p>○余震に備える。</p>	<p>○児童・生徒等を校庭へ避難・集合させる。</p> <p>※降雨・降雪・強風時は、気象状況に応じて別途対応を検討する。</p>	
<p>○火災の拡大や余震による建物倒壊のおそれがある場合は、避難を行う。</p>	<p>○危険箇所の除去又は立入禁止措置を実施する。</p> <p>○一斉伝達、誘導、集合及び移動開始を行う。</p>	
<p>○学校宿泊時の対策</p>	<p>○保護者との連絡を行う。</p> <p>○教職員及び児童・生徒等の寝食の準備を行う。</p>	

(9) 特別支援学校における一人通学登下校中の対応

校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○出勤途中の場合は、所属校に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤途中で知り得た情報は、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。</li> </ul> <p>○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集途中で知り得た情報は、連絡班に報告する。</li> </ul> <p>○在校中の教職員は、児童・生徒等に校庭へ避難するよう指示する。</p> <p>※ただし、津波・高潮・液状化の被害が予想される学校では、安全な場所（屋上等）へ避難・誘導する。</p> <p><b>【児童・生徒等の確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員を点呼する。</li> <li>↓</li> <li>・所在不明な児童・生徒等について、連絡班に状況を確認する。</li> <li>↓</li> <li>・（なお不明な場合）保護者に連絡し、確認する。</li> <li>↓</li> <li>・（なお不明な場合）登下校コース付近の避難所等に連絡し、確認する。</li> </ul> <p>○児童・生徒等の所在確認は、あらゆる手段を用いて行い、所在が判明した場合は、直ちに現場に向き、救護及び状況確認を行う。</p> <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況について、学校経営支援センター経営支援室に報告する。</p> <p>○施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。</p> <p>○発災後、保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒等については、心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所へ引き継ぐ。</p>	<p>○手近なカバンや上着等で頭部を守る。</p> <p>○大きな揺れが収まったら、学校・自宅・（広域）避難場所のうち、最も番近い場所へ避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電車やバスの車内では、運転手や駅員等の指示に従う。</li> <li>・徒歩で移動する際は、垂れ下がった電線には近づかない。</li> <li>・すぐに学校又は家に戻れない場合は、（広域）避難場所へ避難した後、安全が確保でき次第、携帯電話等で自分の所在を家庭又は学校へ連絡する。</li> </ul> <p>○身動きが取れない場合は、周囲に援助を求め、安全な場所への誘導を依頼するなど、自らの身を守る行動を取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡先等を記載したヘルプカードを周囲に提示する。</li> <li>・合図や声がけにより、自身の障害の状態等を周囲に伝える。</li> <li>・負傷した場合は、大きな声を出すなどして、近くの人に助けを求める。</li> </ul> <p>○在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い行動する。</p>

## (10) スクールバスでの登下校に係る対応

### ①児童・生徒等在校中に大地震が発生した場合

#### ○スクールバスの運行が不可能な場合

- ・学校災害対策本部を設置し、家庭と連絡を取り、児童・生徒等の引渡し場所及び引渡し時間等について確認する。

### ②登下校途中に大地震が発生した場合

#### ア 運行の可否の判断

##### ○スクールバスの運行が可能な場合

##### 【登校中】

- ・スクールバス添乗員等は、児童・生徒等の安全を確認しながら、学校と携帯電話等で連絡を取り、そのまま学校へ進むことについて指示を受ける。
- ・学校からの指示を受けつつ、安全を確認しながら移動する。
- ・警察、消防等の公的防災機関から指示があった場合は、その指示に従う。
- ・学校と連絡が取れない場合は、原則として学校へ向かう。  
ただし、運行可能な範囲で、コース近辺に設置されている避難所へ向かうことも考慮する。

##### 【下校中】

- ・学校と携帯電話等で連絡を取りながら進行する。
- ・学校と連絡が取れない場合は、原則として学校へ戻る。  
ただし、運行可能な範囲で、コース近辺に設置されている避難所へ向かうことも考慮する。

##### ○スクールバスの運行が不可能な場合（「立ち往生」状態）

- ・一般道路では、強い揺れを感じた場合、車両は左側端に寄せて停車し、カーラジオ等で情報を収集しながら待機することとされており、警察や防災関係機関により運行が制止される場合がある。
- ・スクールバスも例外ではないので、同乗責任者又は運転者は、学校と携帯電話等で連絡を取り、指示に従う。
- ・警察や防災関係機関から指示があった場合は、その内容を学校に連絡するとともに、停車位置や車内の状態を伝える。

#### イ 学校災害対策本部の役割

- ・スクールバスの停車位置を確認し、その周辺の避難場所を照会し、把握する。
- ・地図を用意し、災害時連絡用通話機などを活用して、停車位置を記録する。バスの移動があった場合はその都度位置を記録し、運行表と照合しながらバスの状況を把握・追跡する。
- ・児童・生徒等の欠席届等を確認し、実際に乗車している児童・生徒等と照合する。

#### ウ 家庭への電話連絡

- ・児童・生徒等を保護している場所（学校又は避難所）について、保護者へ電話等により連絡する。

#### エ 自転車若しくは徒歩による現場への支援

- ・各コースのスクールバス係は、停車地点へ自転車又は徒歩で赴き、現地の状況を把握した上で、学校災害対策本部へ報告する。

## 5 学校施設・設備の安全確認と対応

災害発生後に行う学校施設・設備の安全確認と応急対策は、二次災害の防止、教育活動の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭に実施する。

消火及び校舎内外の巡視に当たる教職員は、まず自らの身体の安全を確保した上で、確認漏れを防ぐため、複数名で分担して実施する。

### (1) 学校施設・設備の安全確認等

学校施設・設備の安全確認は、二次災害の未然防止及び教育の機能保持を主な目的として行う。

巡視に当たってはヘルメットを着用するなどして身の安全を確保し、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープ、巡視点検場所・項目一覧等を携行して、校内を巡視する。

#### ①発火・出火の危険が高い場所の優先確認

- ・管理諸室、理科室、家庭科調理室、給食調理室等の発火しやすい室を優先的に巡視する。
- ・初期消火が可能な発火を発見した場合は、速やかに消火活動を行う。
- ・理科室及び家庭科室については、化学薬品や包丁等の危険物が放置されていないか確認し、放置されている場合は速やかに格納・施錠する。

#### ②建物全体の安全性に関する判断と立入制限

- ・都立学校では耐震補強工事が完了しているが、校舎等が倒壊していなくても、鉄骨の破断や建物の傾斜が認められる場合には、余震により崩壊するおそれがある。
- ・そのような箇所については、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止措置を講じる。
- ・必要に応じて、避難所等としての機能を停止し、都立学校教育部に対して危険度判定を要請する。

#### ③非構造部材・付帯設備等の危険箇所への対応

- ・校舎の躯体が一見安全に見える場合であっても、脱落しかけた天井、はくりした壁、落下のおそれがある照明器具等の非構造部材、倒壊しかかった防球ネット、フェンス、擁壁等については、余震により落下・倒壊する可能性がある。
- ・人為的に安全に落下・倒壊させることが可能な場合は実施し、困難な場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により立入禁止措置を講じる。
- ・被害状況の判断が難しい場合は、学校経営支援センターに相談する。
- ・破損箇所の修繕については、「都立学校施設維持管理業務に関する通知」に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に依頼する。

#### ④ガラスの破損への応急対応

- ・破損又はひび割れしているガラスの枚数が多い場合は、紙や段ボール等を用いて応急補修を行う。こうしたガラスの枚数が少ない場合は、シールを貼付する（図1参照）。

#### ⑤転倒・横転のおそれがある物品の安定化

- ・ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等、横転しかかっている物品については、横に寝かせるなどして安定させる。

#### ⑥エレベーターの安全確認

- ・エレベーター内に閉じ込められている人がいないか確認する。閉じ込めが確認されない場

合は、使用できないよう施錠する。

- ・閉じ込めがある場合は、速やかにエレベーター会社に連絡し、救出を依頼する。エレベーター会社の連絡先は、あらかじめ災害時緊急連絡先一覧に整理しておく。

#### ⑦避難所として開放しない諸室の管理

- ・あらかじめ避難所や一時滞在施設等として開放しないことを定めている諸室（校長室、職員室、経営企画室、化学実験室、備蓄倉庫、保健室等）については、施錠するとともに、立入禁止の掲示を行う。

#### ⑧防火シャッターの取扱い

- ・地震により防火シャッターが自動的に降下している場合は、原則として復旧させない。
- ・ただし、復旧の必要があり、かつ安全が確保できる箇所については、復旧させることができる（図2参照）。

#### ⑨電気設備・防水等の応急対策業務協定に基づく連携

- ・都教育委員会は、平成21年3月に「震災時における電気設備等の応急対策業務に関する協定」を、平成22年6月に「震災時の防水等の応急対策業務に関する協定」を、それぞれ関係する協会及び協同組合と締結している。
- ・これらの協定は、大規模な震災発生時において、都立学校の電気設備機能及び天井・外壁等の防水機能の確保並びに復旧を迅速かつ円滑に行うことを目的とするものである。
- ・震災等により学校施設・設備に被害が生じ、急を要する工事が必要となった場合には、本協定に基づき、TEPRO経由で東京電業協会・東京都電設協会又は東京都塗装工業協同組合に要請する。

### (2) 学校を避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとして利用するための応急対策

学校を避難所、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションとして利用するに当たっては、余震等による建物の倒壊や部材の落下等に起因する二次災害を防止することを最優先とする。

このため、こうした避難所等として使用する際には、応急的に応急危険度判定を実施する。

判定の実施又は判断が困難な場合には、総務部総務課に対して判定実施の支援を要請する。

#### ①立入禁止区域及び施設利用に関する表示

- ・避難者及び帰宅困難者に対し、立入禁止区域、トイレ、ごみ集積場等の位置が分かるよう、掲示等により明示する。

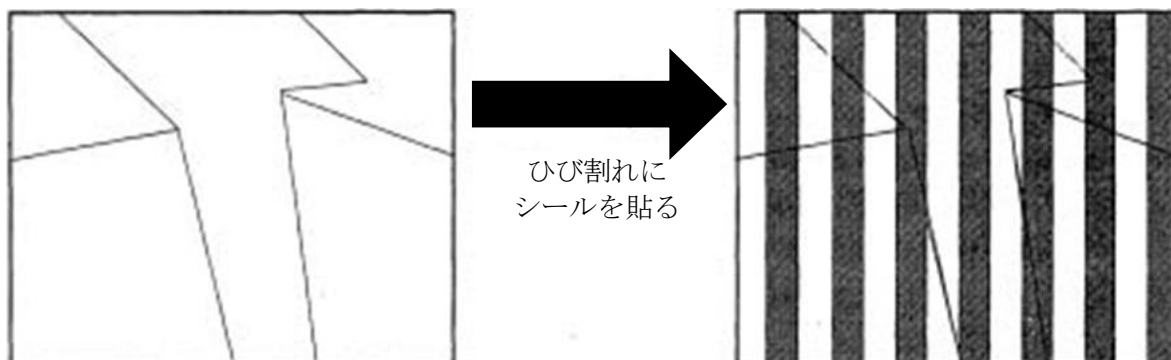
#### ②通路の確保及び障害物の除去

- ・破損物等により通行の妨げとなっている場合は、破損物品等を除去し、通路を確保する。
- ・特に、公道と校舎入口の間については、救急車両及び物資運搬車両が通行可能な状態を確保する。

【図1 破損した窓ガラスへの応急措置（シール貼付）】

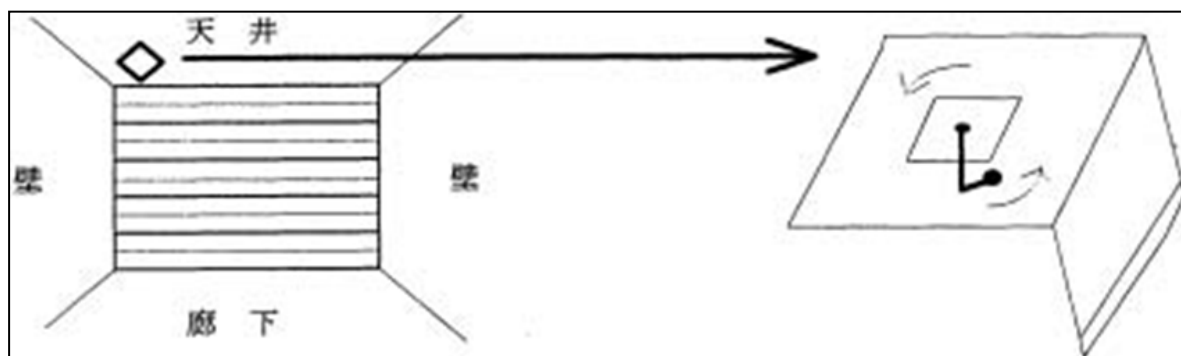
窓ガラスにひび割れが生じている場合は、破片の飛散や脱落を防止するため、ひび割れ部分にシールを貼付する。

※ひび割れが多数に及ぶ場合は、紙や段ボール等による応急補修を行う。



【図2 防火シャッターの手動復旧方法】

防火シャッターが地震により自動的に降下し、やむを得ず復旧させる必要があり、かつ安全が確認できる場合には、防火シャッター付近の天井又は壁面に設置されている操作口のみたを開け、ハンドルを回す（又はチェーンを引き出す）ことにより、シャッターを巻き上げる。



## 6 ガス、電気、上水道の安全確認等

都立学校におけるガス、電気、上水道の安全確認等は、次のとおり行う。

なお、区市町村立学校においては、区市町村教育委員会及び区市町村防災主管部局の定めるところによる。

### (1) 都市ガスの安全確認等

家庭用ガスには、ガスメーター付近に地震を感知して自動的に遮断するマイコンメーターが設置され、安全性が高まっている。一方、学校に供給されているガス管はその口径がやや大きく、現在のところそのような自動遮断弁の設置は少ない状況にある。

#### ○地震発生時の対応

##### ①ガス遮断機能が無い場合

ア まず身の安全を確保する。

イ 火の始末

- ・揺れがおさまったらガス器具の火を消す。

※地震で大きく揺れている最中は危険なため、火に近づかない。

ウ 校舎内外の点検

- ・「ガス臭い」と感じた場合は、ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓を開ける→ガス供給会社へ連絡する。

※ガスのにおいがする場合は、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチに絶対に触らない。

##### ②ガス遮断機能がある場合

ア まずは身の安全を確保する。

イ 火の始末

- ・揺れがおさまったらガス器具の火を消す。

※地震で大きく揺れている最中は危険なため、火に近づかない。

ウ 校舎内外の点検

- ・「ガス臭い」と感じた場合は、ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓を開ける→ガス供給会社へ連絡する。

※ガスのにおいがする場合は、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチに絶対に触らない。

エ マイコンメーターが遮断したと場合

- ・マイコンメーターが遮断すると赤ランプが点滅する。この場合は、マイコンメーターに表示されている復帰手順に従って操作を行う。

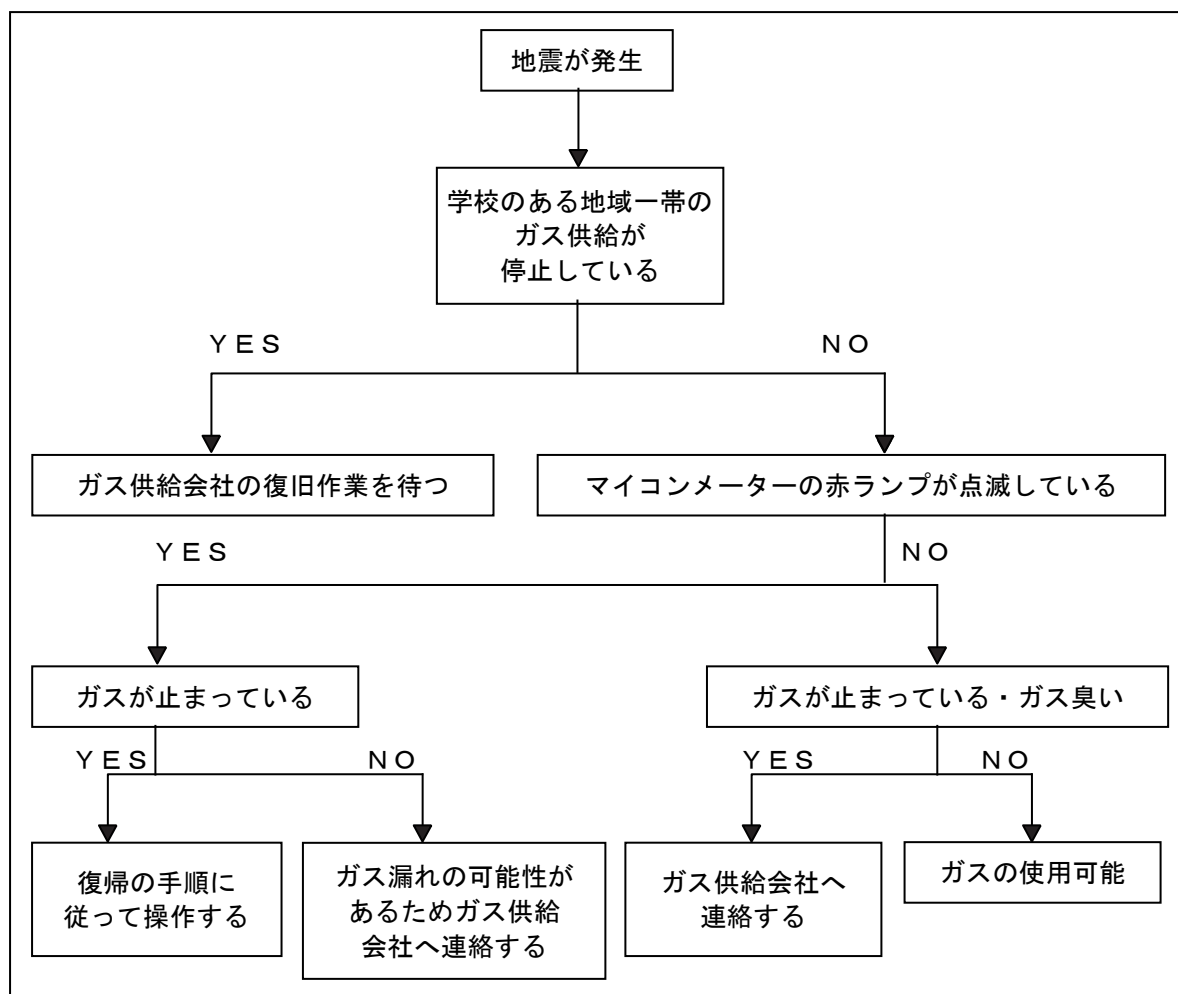
- ・ガス漏れ等の異常がない場合は、復帰操作によりガスが使用可能となる。

- ・ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合には、マイコンメーターより上流で、地域一帯のガス供給をガス供給会社が停止している場合がある。この場合、学校内に異常がなくても、直ちにガスを使用できない。

- ・上流のガス供給が停止しているかどうかは、報道機関やインターネット等を通じたガス供給会社の広報により確認する。

※マイコンメーターの赤ランプが点滅している場合は、ガス漏れの疑いがあるため、ガス臭がないか十分に確認する。ガス臭い場合は、直ちにガス供給会社へ連絡する。

## 【参考】地震発生時の都市ガス対応フロー



## 【参考：都市ガスの安全装置】

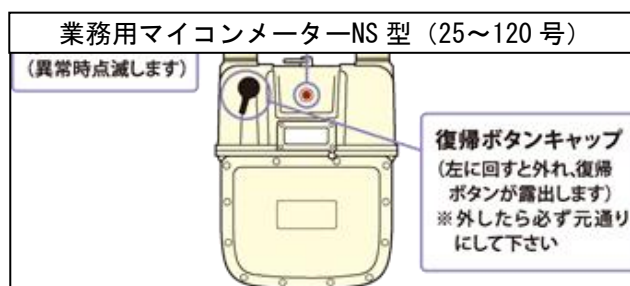
原則として、120号※1以下のガスメーターはマイコン制御器を組み込んだ安全装置付きガスメーター（以下、マイコンメーター）である。

マイコンメーターは震度5強相当以上※2の揺れを感知した場合にガスを自動的に遮断する機能を有している※3。

ただし、マイコンメーターは、地震発生時や地震直後にガスの流量を検知し、危険と判断した場合に遮断する仕組みであるため、次の場合には遮断が作動しないことがある。

- ・地震発生時にガスを使用していなかった場合
- ・地震によるガス漏れなどの異常がなかった場合

なお、平成10年1月以降に製造された1～6号までのガスメーターについては、ガスの使用の有無にかかわらず、震度5強相当以上の揺れで遮断する仕様となっている。



※1 号数とは、ガスメーターが1時間当たりに流すことが可能な最大のガス量（ $m^3$ ）を示すものであり、120号は $120m^3/時$ を意味する。一度に使用するガス量が多くなるほど、号数も大きくなる。号数はメーター本体の刻印又はガス供給会社への問い合わせにより、確認できる。

※2 ここでいう震度は、気象庁が発表する震度階級とは異なり、メーターが感知した揺れの状況により判断される。そのため、地震の規模や建物の構造・高さ等によっては、震度5強未満であっても作動する場合がある。

※3 マイコンメーターは、すべてのガス漏れを遮断するものではなく、また、ガス爆発事故や火災等のあらゆる事故を完全に防止するものではない。

## (2) LPガスの安全確認等

LPガスを使用している学校においては、地震発生時における確実な遮断及び漏えい防止を最優先とし、次の対応を行う。

### ①火の始末

- ・使用中のガス器具については、器具栓及び元栓を確実に閉止する。
- ・出火を確認した場合は、直ちに消火活動を行う。

### ②ガス設備の管理

- ・メーターガス栓及び容器収納庫等に設置されているLPガス容器バルブを閉止する。
- ・なお、地震感知器内蔵マイコンメーター又は対震自動ガス遮断機が設置されている場合であっても、容器周辺からのガス漏えい防止の観点から、容器バルブは必ず閉止する必要がある。
- ・併せて、容器転倒防止装置の設置状況及び固定状態を確認し、容器収納庫の鍵の管理についても十分に注意する。

### ③校舎内外の点検及び復旧

- ・校舎内外において、ガス漏えいの有無について点検を行う。
- ・異常の有無にかかわらず、LPガス販売業者に対し緊急点検を要請し、使用可能との確認（認定）を受けた後に、使用を再開する。
- ・なお、地域によっては、区市町村からLPガス使用禁止の要請が出される場合があるため、ラジオ、テレビ等による情報に十分注意する。
- ・LPガス販売業者への非常時連絡先は、あらかじめ確認しておく。
- ・また、当該販売業者が被災するなどして緊急点検に対応できない場合も想定し、代替して緊急点検を実施できる者の連絡先についても、併せて確認しておく。

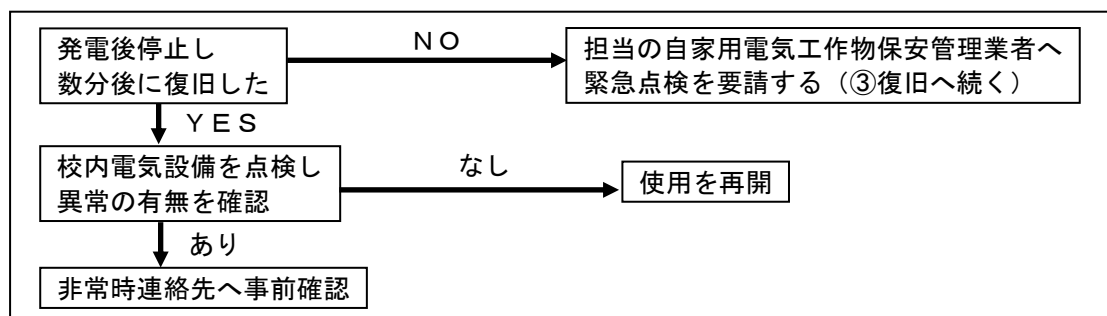
## (3) 電気の安全確認等

漏電や火災等の二次災害を防止するとともに、可能な限り早期に復旧できるよう、次の緊急対応を行う。

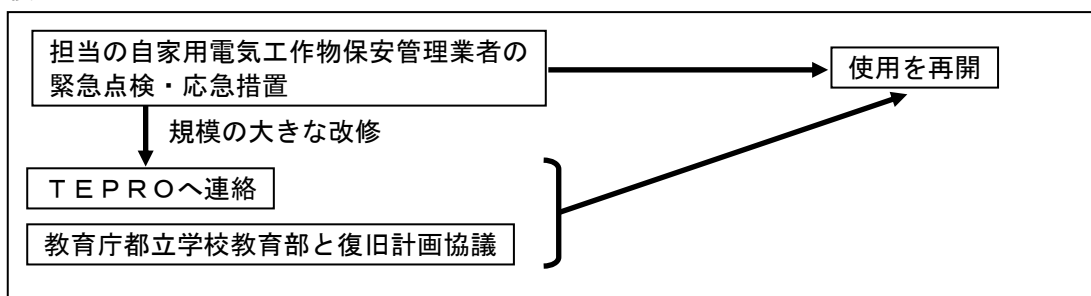
### ①安全確保

- ・校内の受変電設備には、絶対に触れないこととし、これを遵守する。
- ・また、次の行為を禁止する。  
水に浸かった電気器具は、使用しない。  
切れた電線には、絶対に触れない。  
使用していない電気器具は、コンセントからプラグを抜く。
- ・これらの事項については、漏電火災等の二次災害を防止するため、児童・生徒等及び避難者に対しても、教職員が指導・周知を徹底する。

### ②緊急点検



### ③復旧



- ・緊急点検の要請を受けて出勤した自家用電気工作物保安管理業者が、当該学校の電気設備の設置場所に不案内な場合には、教職員が校内の電気設備まで案内する。
- ・東京電力（株）が学校内外で実施している電気工事等に関する情報については、自家用電気工作物保安管理業者に提供する。
- ・自家用電気工作物保安管理業者の点検により、構内の電気配線に断線等が確認された場合には、応急対策業務協定に基づき、TEPROに連絡し、東京電業協会・東京都電設協会経由で修理を行う。
- ・天井及び外壁等の防水機能の確保又は復旧が必要な場合には、応急対策業務協定に基づき、TEPROに連絡し、東京都塗装工業協同組合経由で修理を行う。

### ④学校が避難所等となった場合

学校が避難所や一時滞在施設等として使用される場合には、電気設備の安全を確保するとともに、電力の使用方法について共通理解を図り、二次災害の防止及び円滑な避難所運営を行うため、次の対応を行う。

#### ア 避難者等への要請

- ・停電や過負荷による二次災害を防止するため、電気器具の使用については、教職員（自家用電気工作物保安管理業者を含む。）の指示に従うよう、避難者等に要請する。
- ・校内の受変電設備及び分電盤には、絶対に触れないよう周知する。

#### イ 東京電力（株）への連絡

- ・学校が避難所として使用されていることを、東京電力（株）に連絡する。  
※東京電力（株）においては、どの学校が避難所となっているかを把握していない場合があるため、学校側からの連絡が必要である。

### 【特別支援学校全校への非常用発電設備の設置】

- ・災害発生後、電力会社の送電線路の故障等により停電が発生した場合に、非常用発電機から校内の要所へ電力を供給するための設備である。
- ・体育館、校長室、経営企画室、保健室、昇降口等の要所には、非常時に使用可能なコンセントが設置されている
- ・また、災害時用の仮設型照明器具、携帯ランプ、電源コード等が各校に備えられているため、防災訓練等の機会を通じて、事前に点検を行っておく。
- ・非常用発電機は、電力会社からの送電が停止すると自動的に始動し、復旧すると自動的に停止する。ただし、運転可能時間は学校ごとに異なるため、あらかじめ確認しておく。
- ・災害に備え、発電設備の定期点検整備、災害時用照明器具の点検及び使用訓練を実施しておく。
- ・なお、医療的ケア児が在籍する学校においては、災害時にも医療的ケアが継続できるよう、

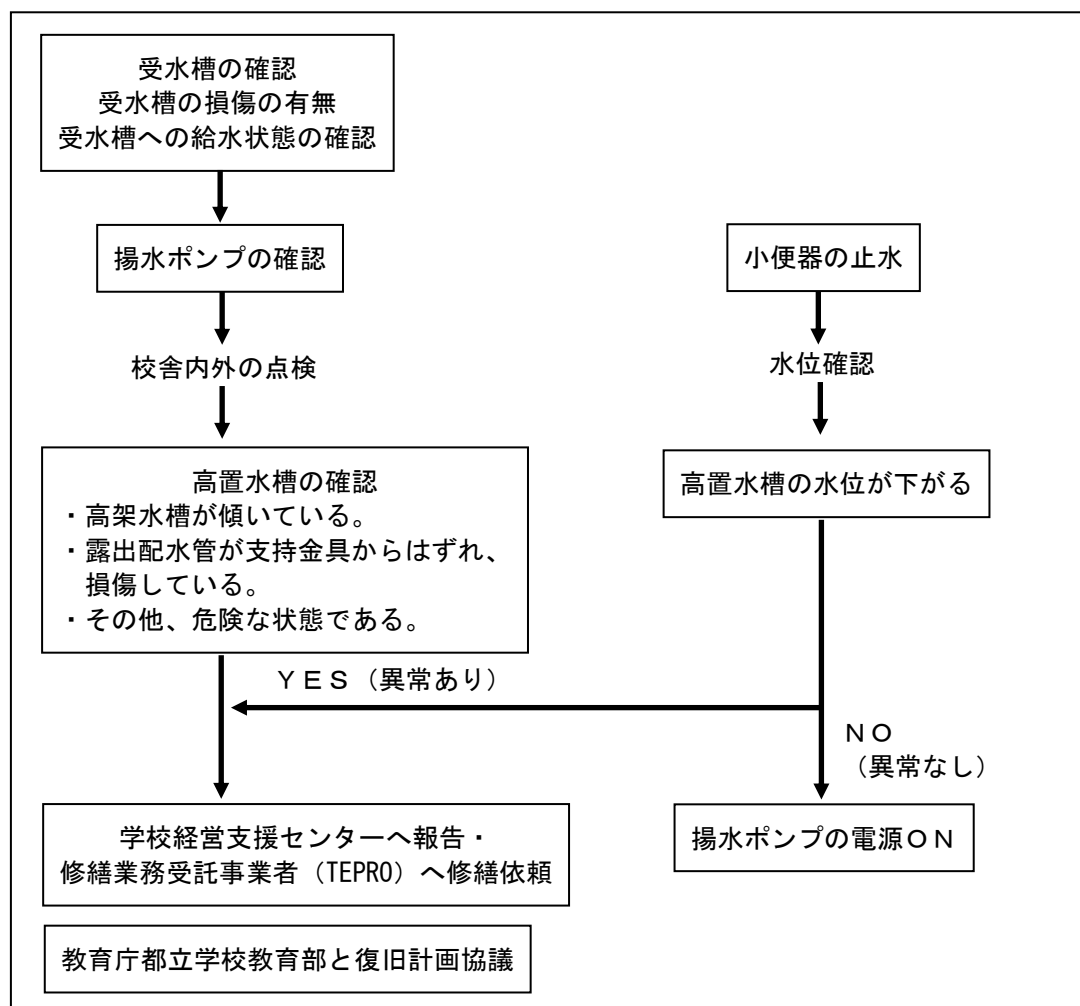
別途、非常用電源として発電機及び蓄電器を配備している。これらについても、災害に備え、定期点検整備及び使用訓練を行っておく。

#### (4) 上水道の点検等

##### ①緊急対応

発災後は、児童・生徒等及び教職員の飲料水の確保に加え、避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとしての利用を見据え、水の確保が極めて重要となる。

このため、発災後速やかに、校舎内外（宅内給水管等を含む）を点検し、次の緊急対応を行う。



##### ②留意事項

- ・ 受水槽及び高置水槽には相当量の水が貯留されており、状況にもよるが、発災時にはおおむね2日間程度、飲料水として使用可能である。
- ・ 生徒・教職員用としてペットボトルの水を3日分備蓄しているほか、災害時帰宅支援ステーション用のペットボトル水も備蓄している。また、一時滞在施設に指定されている都立学校の中には、一時滞在施設用の水を別途備蓄している学校もある。
- ・ 都立学校全校に配備されているろ水器は、プールの水をろ過し、飲料水として利用することができる。また、プールの水は、消防用水利として利用される場合がある。
- ・ 水の利用方法については、区市町村防災担当部局等の避難所運営方針や給水車の配車計画等を踏まえ、飲料水・生活用水等の優先順位を定めて活用することが重要である。
- ・ 受水槽以下の給水管等の損傷に備え、直接給水栓を設けている場合には、必要に応じて活

用する。

- ・断水後に給水が再開された際には、赤水が発生することがあるため、目視により通常時に近い水色になるまで排水する等の対応を行う。
- ・その他、異常が認められる場合は、水道局営業所又は区市町村災害対策本部等に連絡し、指示を受けて対応する。
- ・漏水時に迅速な対応ができるよう、給水管の主要バルブの取付場所及び系統（行先）をあらかじめ把握しておく。
- ・受水槽に緊急遮断弁装置が設置されている場合、地震を感知すると自動的に揚水ポンプへの給水を遮断し、ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧操作が必要であるため、教職員は定期的に操作訓練を実施しておく。
- ・全都立学校に設置されているプール排水管緊急遮断弁装置についても、地震を感知すると排水管を遮断し、プールろ過ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧操作が必要である。

### ③東京都水道局による水道施設復旧活動

次の方針に留意して復旧計画や復旧方針を作成する。

- ア 首都中枢機関及び災害拠点病院等の重要施設（以下「首都中枢機関等」という。）への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。
- イ 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。
- ウ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重大な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。
- エ 上記アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

別表 <優先復旧一覧>

順位	配水施設
1	あらかじめ定める首都中枢機関等への供給管路 (首都中枢機能等を保持するための当該施設に至る管路)
2	あらかじめ定める第一次重要路線 (送水管及び広大な区域を持つ配水本管)
3	あらかじめ定める第二次重要路線及び配水小管重要路線 (配水本管及び小管のうち骨格となる路線)
4	第1位から第3位までのものを除くほか、給水上極めて重要な路線 (震災対策用応急給水施設及び二次救急医療機関（首都中枢機関等に該当するものを除く。以下同じ。）、災害拠点連携病院、避難所等に至る管路)

(注：以上の順位に入らない対象がある。)

## 第2 避難所等としての対応

避難所の設置及び管理運営主体は区市町村であるが、避難所となる学校は、あらかじめ「学校危機管理計画」に定めた避難所支援に関する運営計画に基づき、防災市民組織、避難者自治組織、ボランティアと連携し、避難所の開設・運営への協力・支援に努める。

なお、区市町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合には、当該区市町村と連絡をとり、開設及び管理運営に協力する。

大震災時には、区市町村からの要請に基づき、多くの都立学校が避難所（特別支援学校は福祉避難所）として利用される。（別添資料3-4-1「都立学校の避難所指定に関する要綱」参照）。

発災時刻や学校の状況によっては、少人数で避難所運営業務に従事しなければならない場合も想定される。

このため、平時から、地域及び防災市民組織との連携に努め、発災初期から、防災市民組織及び避難者（避難者自治組織）等とともに、区市町村による避難所運営に協力する体制を整えておく。

また、大地震により公共交通機関が停止した場合、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまで待機する場所を確保できない状況が想定される。

このため、一部の都立学校は、帰宅困難者を受け入れるための「一時滞在施設」として指定を受けており、発災時には原則として最長で3日間、帰宅困難者を受け入れる。

あわせて、徒歩による帰宅が可能となった場合（原則として発災後4日目以降）には、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、水、トイレ及び浴道情報を提供する施設として、島しょを除く全ての都立学校が「災害時帰宅支援ステーション」に指定されている。

避難住民及び帰宅困難者の受入れに当たっては、受入可能人数を超えることも想定し、近隣の避難所等を把握するとともに、十分な連携を図ることが必要である。

※避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション等の概要は別添資料2-14「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」のとおり。

### 1 概要

校長は、災害時において、あらかじめ定めた「学校危機管理計画」に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。

避難所の管理運営は、原則として区市町村防災担当部局職員が担うものである。

しかし、発災初期の段階においては、区市町村首長部局職員による対応が困難な状況も想定される。

このため、状況に応じて、教職員が一定のリーダーシップを発揮し、初動対応を行うことが期待される状況も想定される。

また、避難所の管理運営については、平時から区市町村防災担当部局と十分に調整を行い、区市町村、地域住民及び学校それぞれの役割分担を明確にしておくことが重要である。

なお、現在、避難所指定を受けていない学校においても、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえると、災害時には、避難所となる場合も想定されることから、以下の項目に準じた対応が必要である。

以下の項目については、主として避難所指定を受けていない学校を対象とした参考情報であるが、避難所指定を受けている学校においても、発災時に区市町村と連絡が取れず、学校による主体的な対応が必要となる状況も想定される。

そのような状況について、事前に区市町村と十分な協議が行われていない場合には、本校を参考として対応することが望ましい。

#### (1) 避難所の開設

避難所は、区市町村からの開設要請に基づき、開設する。

避難者の生命を災害から守るためには、避難所が安全な場所であることが最優先となる。

安全確認に当たっては、建物・設備・機械系の専門職がいる場合には、可能な範囲で協力を得ることが望ましい。

次の項目等について確認を行い、その結果を区市町村の災害対策本部に連絡する。

なお、安全確認が完了するまでの間は、二次災害を防止するため、厳冬期であっても、避難者を校庭等の安全で広い場所に待機させる。

#### ①建物周辺の安全確認

- ・地滑り、地割れ、液状化等

#### ②建物自体の安全確認

- ・建物の傾斜、床や柱の破損、火事やガス漏れの有無、天井落下のおそれ

#### ③建物の内部の安全確認

- ・ガラスや照明器具の落下の有無
- ・足元の安全性

#### ④避難者を収容できるスペースの確認

- ・避難スペース、避難所運営本部、掲示スペースが使用可能か

教職員又は区市町村防災担当部局職員等は、体育館、校舎等の安全点検を行い、危険箇所及び校長室等の立入禁止区域を表示した上で、避難所として使用するスペースへ避難者を誘導する。

乳幼児、高齢者、外国人等にも分かりやすいよう、立入禁止区域については、トラロープやカラーコーン等を用い、近づけない工夫を行う。

なお、避難所の開設に当たっては、避難者自治組織の形成を念頭に置き、避難所内の区割りは、町会・自治会又は町・丁単位で行う。

### (2) 災害時要配慮者等への配慮

避難所担当者は、災害時要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）等を把握する。

災害時要配慮者等は、避難所生活において特に困難を伴うことから、環境の比較的良好な場所（トイレに近いスペース、昼のあるスペース等）に割り当てるとともに、備蓄物資の配給において優先的に配慮する。この場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得よう努める。また、運営担当者に女性や外国に堪能な教職員を配置するなど、女性や外国人にも配慮する。

これらの対応を行う際には、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得よう努める。

また、運営担当者には、女性や外国語に堪能な教職員を配置するなど、女性や外国人への配慮を行う。

なお、災害時要配慮者等については、区市町村災害対策本部と連絡を取り、一時的に受け入れ・保護するための二次（福祉）避難所への移送が可能な場合には、移送を行う。

### (3) ライフラインの確保

地震により、水道・電気・ガスの供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。

しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活することから、発災初期におけるライフラインの確保に努める。

### ①飲料水・生活用水の確保

- ・発災後、上水道からの水の供給状況を確認する。
- ・供給が得られない場合には、ペットボトルの水、受水槽、高置水槽、プールの水（ろ水器使用※）を、飲料水又は生活用水として使用する。併せて、応急給水槽や給水場の設置場所を地域住民に周知する。  
※ろ水器は全都立学校に配備され、毎年点検委託を行っているため、配備場所及び取扱方法を事前に確認しておく。

### ②電気・照明器具の確保

- ・区市町村が、情報連絡手段や照明用電源としての非常用発電機器を確保しているかをあらかじめ確認し、確保されている場合には、発災当初に配給を依頼する。
- ・なお、災害時帰宅支援ステーション用として、全都立学校に非常用発電機が配備されているため、これを活用する。
- ・校長は、懐中電灯を複数及び乾電池の予備を保管しておく。
- ・太陽光発電設備のある都立学校では、停電時に自立運転機能を活用することで、投光器や携帯電話充電等の電源として使用できる。また、停電時にも稼働可能な空調設備を体育館等に設置している学校もあり、発電機として活用可能である。これらの機能を災害時に円滑に活用できるよう、教職員は日頃から操作方法を確認しておくことが重要である。

### ③燃料（ガス等）の確保

- ・発災当初の応急的な熱源として、カセットコンロ等を利用する。
- ・火気の使用に当たっては、あらかじめ定められた場所に限るものとし、避難所スペースでの使用は認めない。
- ・なお、燃料の供給については、区市町村災害対策本部に配給を依頼する。

### ④応急トイレの設置

- ・水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水している場合には、プールの水について、水中ポンプ等を利用して使用する。（手洗いには使用しない。）
- ・学校敷地内の排水設備の破損等により、排水管の詰まりが疑われる場合は、当該系統のトイレ及び流しの使用を禁止する。この場合、災害時帰宅支援ステーション用に配備している携帯トイレを緊急に使用する。
- ・仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置する。設置に当たっては、女性用と男性用を離れた場所に設け、昼夜を問わず安心して使用できる場所とする。
- ・トイレが不足する場合は、区市町村の災害対策本部に、仮設トイレの設置を依頼する。また、携帯トイレを使いきり、仮設トイレの設置が間に合わない場合には、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分掘削し、ベニヤ板等で囲った応急トイレを設置する。この場合、区市町村災害対策本部から消毒薬を入手し、定期的に消毒する。
- ・近年、新築・改築工事を行った都立学校では、学校敷地内にマンホールトイレを整備しており、断水時にも使用することができる。整備校においては、使用に必要な便器やテナント等の備品を保管しておく。
- ・災害時におけるトイレの環境向上を図るため、令和7年3月に東京都総務局総合防災部が「東京トイレ防災マスタープラン」を策定した。応急トイレの設置等に当たっては、その内容も確認する。

#### (4) 備蓄物資、救援物資等の配給

##### ①備蓄物資の配給

- ・避難所用の備蓄物資が学校に保管されている場合には、区市町村と協議の上、区市町村の指示に基づき、避難者に配給する。
- ・学校に保管されていない場合は、区市町村災害対策本部に対し、物資の配給を依頼する。

##### ②救援物資の受入れ

- ・救援物資の受入れについては、区市町村災害対策本部と連絡を取り、搬入予定時間及び品目を確認する。
- ・受入に当たって、避難所では、受入れスペースや分類、管理、配給方法等、受入手順を定めるとともに、受入れ時は避難者の協力を得る。

##### ③配給方法の工夫

- ・物資の配給に当たっては、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得た上で、高齢者等の災害時要配慮者を優先するなど、配給方法を工夫する。

##### ④備蓄物資の充実

- ・校長は、発災時の混乱を防ぐため、区市町村に対し、避難所用備蓄物資の充実を要請する。  
※土砂災害・水害が想定される地域では、備蓄物資の保管場所を高層階とする等の配慮が必要

#### (5) 避難所医療救護所の設置

災害時には多数の負傷者が想定されるため、東京都地域防災計画に基づき、区市町村長は、避難所医療救護所を設置する。

避難所医療救護所では、医療救護班（医師、看護婦等）により、原則として急性期から慢性期まで医療救護活動が行われ、状況に応じて、歯科医療救護班や薬剤師班が派遣される。

学校では、避難所となる場合に備え、医療救護所の設置場所について、事前に区市町村から情報を入手しておく。

##### ①設置場所

- ・原則として避難者数が概ね500人以上となる避難所
- ・二次避難所（福祉避難所）

##### ②医療救護班の主な業務

###### 【おおむね超急性期まで】

- 病院がない地域に設置する避難所医療救護所
  - ・トリアージ
  - ・軽症者（慢性疾患等を含む）の治療
  - ・受入可能な医療機関までの搬送
  - ・中等症者・重症者への応急処置
  - ・避難者等に対する健康相談
  - ・助産救護

###### 【おおむね急性期以降】

- 巡回診療などを行う避難所医療救護所

- ・傷病者への治療
- ・避難者等に対する健康相談 等

## (6) 情報の収集と提供

避難所となった学校では、正確な情報の収集が不可欠である。このため、情報の収集源、収集ルート及び収集担当者を明確にする。

避難者の安否確認に関する問合せに対応するため、避難者名簿（(7) 参照）を作成・整理し、適切に対応する。

### ①情報収集

- ・避難所においては、正確かつ信頼性の高い情報を継続的に収集することが重要である。このため、インターネット、テレビ、ラジオ等の各種媒体を活用するとともに、区市町村災害対策本部と連携し、情報収集に努める。
- ・停電時には、電池式ラジオによる情報収集が有効である。
- ・通信手段が限られる状況を想定し、教職員が直接現地に出向くことや、複数の情報収集手段を組み合わせた体制を、平常時から整えておくことが必要である。
- ・大規模地震発生後は、通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが困難となる状況が想定される。このため、電子メール、学校ホームページ等、電話以外の通信・情報発信手段をあらかじめ準備しておくことで、災害時の情報収集及び情報発信能力を高めることができる。

### 【情報内容・手段の例】

情報内容	情報手段
災害情報（余震、火災、津波等）	・インターネット ・防災無線、電話、FAX
被害状況（地域、学校周辺、交通機関の状況）	・テレビ、ラジオ ・電池式ラジオ
救援物資の配給計画（避難所への到着予定等）	・教職員による徒歩又は自転車での情報収集

### ②情報提供

- ・発災初期において、避難者は、自らの置かれている状況、家族の安否、被災状況等に関する情報を強く求めている。
- ・このため、避難所支援班の情報担当者は、収集した情報を可能な限り早く、分かりやすく提供する。なお、避難者が必要とする情報は、時間の経過とともに変化することに留意する。
- ・情報提供の方法としては、放送設備、テレビ、掲示板、伝言板、ハンドマイク等を活用する。
- ・外部から避難者の安否確認の問合せがあった場合には、安否情報用掲示板（記載内容：時刻、問合せ者等）により、避難者本人に周知する。
- ・避難者自治組織による運営が行われる段階に入った場合には、打合せ会議等を通じて、区市町村災害対策本部からの情報や避難所生活に関する情報を提供する。この際、避難所の代表者は、会議出席者が避難者に伝達しやすいよう、レジュメを用意する。

### ③要配慮者への情報提供の工夫

情報提供に当たっては、災害時要配慮者にも確実に伝わる方法を工夫する必要がある。必要に応じて、点字、音声コード、イラストの活用、漢字へのルビ付け等を行い、分かりやすい周知に努める。

以下を参考に、事前にどのような方法が有効かを検討しておく。

- ・乳幼児や子供には、絵や図、実物を示し、やさしい言葉で、ゆっくり具体的に伝える。
- ・高齢者や外国人に対しては、大きな文字や「やさしい日本語」を用いるなど、表現を工夫する。
- ・特に外国人については、言葉の壁により状況把握が困難となり、不安が増大するおそれがあるため、通訳者の確保等により情報伝達を工夫する。

### (7) 避難者名簿の整理

避難所支援班の情報担当者は、避難者数の把握及び安否確認への対応のため、区市町村所定の避難者名簿用紙を配布・回収し、1世帯1枚で作成の上、50音順に整理・保管する。

避難所から転出する際にも、避難者名簿を用いて確認を行う。

過去の災害では、避難者名簿を作成していたものの、ライフラインの途絶によりパソコンから印刷できず、受付が混乱した事例がある。このため、帳票は紙媒体でも必ず用意しておく。

避難者名簿の掲示については、過去の災害において、避難所運営委員会のみでは安否照会に対応しきれず、掲示を行った事例もある。さまざまな状況を想定し、名簿の取扱方法、公開する情報の範囲、照会窓口等について、事前に整理しておくことが重要である。なお、掲示を行う場合は、希望者のみを対象とする。

また、避難者の中には、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害により、加害者から追跡されるおそれのある者が含まれる場合がある。そのため、居所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。

避難者名簿は避難所運営委員会が管理し、紛失防止はもとより、個人情報の保護に十分留意する。

【避難所名簿の例】

避難者名簿						
氏名の最初の50音（2文字） 例では「とう」			入所日 月 日		転出日 月 日	
	ふりがな 氏名	性別	年齢	住所	避難所 区域	注2) 承諾 の有無
例	とうきょう たろう 東京 太郎	男	43	△△・・・	体育館 A区	
1						
2						
3						
4						
5						
<p>注1：転出の際は、総務・情報担当に連絡（有・無）</p> <p>注2：転出者の移転先住所・電話を記入する。</p> <p style="padding-left: 20px;">外部からの移転先問合せに対する回答について、本人の承認の有無を確認する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、小中学校に在籍する児童・生徒等がいる世帯等は、必ず移転先を確認する。</p> <p>移転先住所：</p> <p>電話番号：</p>						

(8) 防災市民組織等との連携

発災初期においては、学校が対応すべき事項は多岐にわたる一方、限られた教職員で対応せざるを得ない状況が想定される。

このため、教職員は、防災市民組織や避難者等の協力を得ながら、避難所の開設及び管理運営業務の支援や、初期消火活動等に当たる。

(9) 避難者自治組織づくりの支援

避難所の運営は、時間の経過とともに、区市町村防災担当部局職員及び教職員主体の運営から、避難者自身等による運営へ移行させる。

このため、教職員は、避難者自治組織の立ち上げから運営の自立に至るまでの過程において、次のように支援を行う。

- ①教職員は、避難者自治組織による運営会議の設置に向けて、班分けや代表者の選出等について助言・支援を行い、避難者自身が運営に関わる体制づくりを促す。
- ②自治組織による運営が始まった当初は、教職員及び区市町村防災担当部局職員も引き続き協力し、自治組織のリーダーと十分に打合せを行いながら、円滑な運営を支援する。
- ③運営が軌道に乗った段階では、避難者自治組織が主体的に避難所運営を行い、教職員は必要に応じた助言等の側面的な支援に移行する。

## (10) 近隣の避難所指定を受けている施設との連携

発災時には、当初想定していた受入人数を超える避難者が来る可能性がある。

このため、平時から、近隣の避難所指定を受けている施設（小・中学校、区市町村立の公民館等）と、受入可能人数等について協議しておくとともに、発災時には、状況に応じて、速やかに他の避難所等へ誘導できる体制を整える。

## (11) 一般のボランティアの受入れ

災害時におけるボランティアの受入れや調整の流れは区市町村によって異なるため、平時から、自治体内におけるボランティア活動調整の仕組みを確認しておくことが重要である。

### ①区市町村におけるボランティア受入窓口

- ・一般のボランティアの受入れ及び派遣の調整は、区市町村のボランティア受入機関（区市町村災害ボランティアセンター）が担う。

### ②避難所となる学校における対応

#### ア ボランティア受入窓口

避難所となる学校では、避難所支援担当等をボランティア対応の窓口とする。

#### イ 避難所支援担当等の業務

避難所支援担当等は、次の役割を担う。

- ・避難所業務における作業内容及び役割分担の整理
- ・ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動内容・時間・配置等の調整

#### ウ 留意点

避難所の運営が、避難者自治組織を主体とした運営に移行した場合は、ボランティアとの連携窓口も、避難所支援担当から避難者自治組織（ボランティア担当）へ移行させ。教職員は側面的な支援を行う。

## (12) 児童・生徒等のボランティア活動

災害時には、多くの一般ボランティアに混じり、自らの学校や地域の被災状況を前に、「今、自分に何ができるか」を考え、行動を起こした児童・生徒等がいたことが、過去の災害で報告されている。

このように、災害時、児童・生徒等の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となり、児童・生徒等が災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。

校長は、児童・生徒等の心身の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得た上で、児童・生徒等が進んでボランティア活動に参加できるように努める。

なお、児童・生徒等がボランティア活動を行う場合は、教員（担任等）の直接の指揮下に置く。

活動内容としては、復旧作業の手伝い、物品配布の補助、高齢者等の介助補助、幼児・児童の話し相手等が考えられる。

東日本大震災時には、都内の学校において、中学校4校・高校8校で、休息場所への誘導案内、備蓄食糧や毛布の配布等を、生徒がボランティアとして担った事例が報告されている。

【参考】災害発生後、児童・生徒等にできること～災害発生時のボランティア活動（例）

※（前提条件）以下の活動は、児童・生徒等自身の安全が確保され、心身ともに活動に従事できる状態である場合に限って行う。

区分	活動場所（●避難所 / ○自宅及びその周辺 / ◎公共施設）
小学校 (低学年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●◎ボランティアの人たちに、元気に挨拶をする。</li> <li>●避難場所の掃除や整理整頓を手伝う。</li> <li>●○◎自分より小さい子供たちと遊ぶ。</li> <li>●食事の容器を運んだり、片付けたりする。</li> <li>○◎徒歩で帰宅する避難者への水や食料補給を手伝う。</li> </ul>
小学校 (中学年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給水車の到着や、救援物資の配給開始を知らせて回る。</li> <li>●避難場所の掃除や整理整頓を行う。</li> <li>●○◎自分よりも小さい子供たちの世話をする。</li> <li>●災害救援物資の搬入を手伝う（運べる重さの物に限る）。</li> <li>●ごみの分別や簡易シャワー室の掃除を手伝う。</li> <li>○自宅周辺の道路や道路の瓦礫等を片付ける手伝いをする（簡易的な清掃程度）。</li> <li>○◎徒歩で帰宅する避難者への水や食料補給を手伝う。</li> </ul>
小学校 (高学年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所内の様々な役割分担に積極的に加わる。</li> <li>●○◎中学生や高校生とともに、小さい子供の世話や、高齢者の手伝いを行う。</li> <li>●ごみの分別や簡易シャワー室の掃除を手伝う。</li> <li>●◎炊き出しの手伝いをする。</li> <li>●布団や毛布などを干したり、取り込んだりする。</li> <li>●ペットの散歩を代行する。</li> <li>○近所の高齢者宅で洗濯、掃除、避難所との連絡等、できることを手伝う。</li> </ul>
中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所のトイレ掃除等、避難所生活を維持するための活動を行う。</li> <li>●◎水や食料等や救援物資の配給を手伝う。</li> <li>●避難所の高齢者の健康状態を確認するため、声をかけて回る。</li> <li>●○◎高齢者や妊婦、障害者等、災害時要配慮者に声をかけ、依頼されたことを行う。</li> <li>●◎小学生等を集め、絵本や本の読み聞かせを行う。</li> <li>●◎乳児を連れた保護者の介助や、乳児の子守を行う。</li> <li>●◎米飯の炊き出しを担当する。</li> <li>●○◎救援物資配給や給水車到着予定、被害状況の情報等を高齢者や障害者宅に届ける。</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●◎怪我人や体調不良者の介助を行う。</li> <li>●避難所生活を維持するための様々な役割や仕事へ積極的に参画する。</li> <li>●避難所子供会等を組織し、学習会やレクリエーションを企画し、子供の心身の健康維持に努める。</li> <li>●○◎避難所周辺の瓦礫撤去や、立入危険箇所の表示などの復旧活動に加わる。</li> <li>●高齢者や体調を崩した避難者の依頼を受け、買い物や自宅の状況確認を行う。</li> <li>◎区市町村役所等の公共施設において、災害復旧ボランティア活動に参加する。</li> <li>●◎行政関係者から正確な情報を得て、壁新聞や避難所新聞を作成し、情報提供を行う。</li> <li>●◎避難所運営責任者の指示を受け、救援物資配給、支援ボランティアへの指示、小・中学生の学習支援を行う。</li> <li>●○大規模災害発生直後において、自らの安全を確保した上で、消火活動の補助や負傷者の搬出、応急手当など、できる範囲で救援活動に参加する。</li> </ul>

※本項は、東京消防庁が示す心肺蘇生の手順のテキストを、参考資料としてそのまま掲載したものである。

**【参考】「倒れている人をみたら 心肺蘇生の手順」**（東京消防庁）

**○倒れている人が大人の場合**

- ・胸骨圧迫のみを行い、人工呼吸は行わないでください。

**○倒れている人が子どもの場合**

- ・人工呼吸の訓練を受けており、それを行う意思がある家族等は、胸骨圧迫に加えて人工呼吸を行います。
- ・人工呼吸用マウスピース（一方向弁付）等があれば、活用しましょう

**○救急隊に引き継いだ後は**

- ・口元にかぶせた布やタオル、マスクなどは、直接触れないようにして廃棄しましょう。
- ・石けんを使い、手と顔をしっかり洗いましょう。
- ・うがいをしましょう。

※119番通報後、救急隊が到着するまでの間に、災害救急情報センター勤務員や救急隊員が電話でアドバイスをすることがあります。

※AEDの装着と使用については、これまでどおり変更はありません。

※これらの対応は、新型コロナウイルス感染症流行期の対応です。

**1 肩をやさしくたたきながら大声で呼びかける**



2 反応がない場合、反応があるかどうか迷った場合

又はわからなかった場合は、大声で応援を求め、119番通報とAED搬送を依頼する



3 呼吸を確認する



4 普段どおりの呼吸がない場合、判断に迷う又はわからない場合は、すぐに胸骨圧迫を30回行う



5 訓練を積み技術と意思がある場合は、胸骨圧迫の後、人工呼吸を2回行う。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返して行います。



- ・人工呼吸の方法を訓練していない場合
- ・人工呼吸用マウスピース等がない場合
- ・血液や嘔吐物などにより感染危険がある場合

人工呼吸を行わず、胸骨圧迫を続けます。

※人工呼吸用マウスピース等を使用しなくても感染危険は極めて低いといわれていますが、感染防止の観点から、人工呼吸用マウスピース等を使用したほうがより安全です。

6 AEDが到着したら



7 電極パッドを胸に貼る



8 電気ショックの必要性は、AEDが判断する。



9 ショックボタンを押す

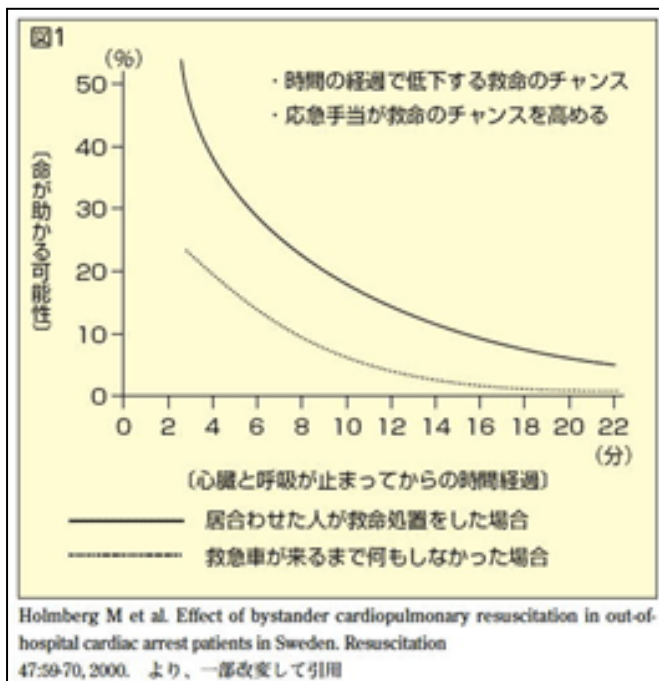


新しいガイドラインに基づき改正されたのは下の表のとおりです (令和4年12月1日改正)

	改正前 救急蘇生法の指針(2015)に準拠		改正後 救急蘇生法の指針(2020)に準拠	
通報	反応がないと判断した場合、又は反応があるかどうか迷った場合には、直ちに大声で助けを求め、119番通報とAEDの搬送を依頼する。		反応がない場合、 <u>反応があるかどうか迷った場合又はわからなかった場合は</u> 、大声で応援を求め、119番通報とAED搬送を依頼する。	
胸骨圧迫開始の判断	普段どおりの呼吸が見られない場合、又はその判断に自信が持てない場合は胸骨圧迫を開始する。		普段どおりの呼吸がない場合、 <u>判断に迷う又はわからない場合は</u> 胸骨圧迫を開始する。	
AED	小学生以上	成人用モード又は成人用パッド	小学生以上	小学生から大人用モード 又は小学生から大人用パッド
	小学生未満	小児用モード又は小児用パッド	小学生未満	未就学児用モード 又は未就学児用パッド

### ○救命の可能性と時間経過

救命の可能性は時間とともに低下しますが、救急車が到着するまでの間、居合わせた人が応急手当を行うことにより、救命の可能性が高くなります。



### ○心肺蘇生のまとめ

胸骨圧迫	位置	胸骨の下半分（目安は胸の真ん中）
	方法	両手 小児：両手又は片手 乳児：指2本
	深さ	約5cm (小児・乳児は胸の約3分の1)
人工呼吸	テンポ	100回～120回/分
	量	胸の上がりが見える程度
	時間	約1秒
	回数	2回

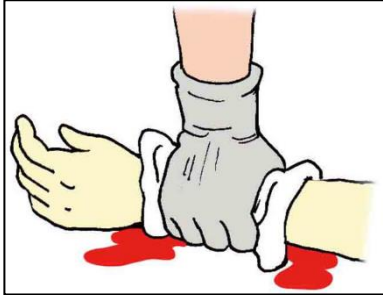
- ・応急手当の方法は、さまざまな研究や検証を重ね、原則5年に1度、より良い方法へ改正されています。
- ・新たな応急手当の方法は、それまでの方法を否定するものではありません。大切なことは、目の前に倒れている人を救うために「自分ができるところを行う」ことです。
- ・緊急の事態に遭遇したときに適切な応急手当ができるように、日頃から応急手当を学び、身につけておきましょう。

※本項は、東京消防庁が示す出血の応急手当のテキストを、参考資料としてそのまま掲載したものである。

【参考】「～普通救命講習～(短縮救命講習用) 出血の応急手当」(東京消防庁)

### ○直接圧迫止血法

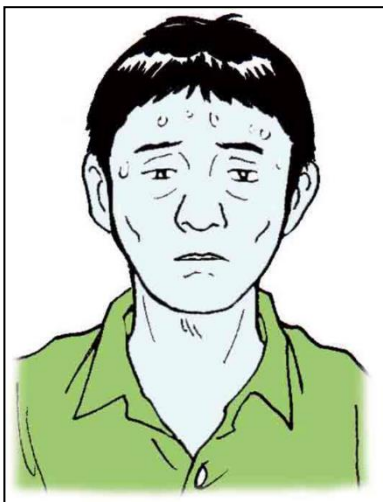
- ・基本的な止血方法で、ガーゼ・タオルなどで圧迫します。
- ・殆どがこの方法で止血しますが、足りない場合はガーゼ・タオルを更に重ね、両手で圧迫します。



- ・人間の血液量は体重の約7～8%です。(例：60kgの方は約5Lの血液量)
- ・急激に血液量の20%を失うとショック症状が出現し、急激に30%を失うと生命に危険を及ぼします。

### ○ショック症状の特徴

- ①ぼんやりした表情
- ②冷汗
- ③皮膚が青白く、冷たい
- ④浅く早い呼吸
- ⑤弱く速い脈拍                      など



## 2 発災時別の児童・生徒等の誘導及び避難住民への対応

本項では、発災時の状況に応じた対応について、次の区分・順序で記載している。

- (1) 児童・生徒等が在籍している時間帯に発災した場合
- (2) 夜間・休日等、児童・生徒等が在籍していない時間帯に発災した場合
- (3) 教職員が出勤途上又は帰宅途中に発災した場合

### (1) 児童・生徒等が在籍している時間帯に発災した場合

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
<b>発災直後</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校長は、当日の教職員の出勤状況を踏まえ、各班から避難所支援担当要員を指名し、女性や災害時要配慮者への配慮も考慮する。</li> <li>○避難所支援担当を編成する。</li> <li>○あらかじめ定めた校庭・屋上の避難スペースを区割りする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒等スペース</li> <li>・負傷者スペース</li> <li>・高齢者等スペース</li> <li>・一般避難者スペース</li> </ul> </li> <li>○学校災害対策本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の状況や火災等の情報を収集し、状況に応じて（広域）避難場所への避難を指示する。</li> <li>・校舎・体育館等の安全確認を行い、危険箇所等には立入禁止の表示をする。</li> <li>・全ての校舎等が危険で利用できない場合は、立入禁止とするとともに、区市町村災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。</li> <li>・校長は、児童・生徒等の保護スペースの所在について、保護者等に周知するための表示を行う。</li> </ul> </li> <li>○出火した場合は、避難者の協力も得て初期消火に当たる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>総務・情報担当 (避難所支援班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○校庭に避難所運営本部を設置する。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>避難所担当 (避難所支援班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○校門の鍵を開ける。</li> <li>○地域住民を校庭の避難スペースに誘導する。</li> <li>○校舎・体育館には立ち入らせず、校庭で待機させる。</li> <li>○負傷者や災害時要配慮者等の状況を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒等は、校庭又は屋上に避難する。</li> <li>○一次避難終了後 携帯電話や固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害用伝言ダイヤル、SNS等を活用し、保護者へ安否情報を伝える。</li> <li>○地域住民が学校へ避難し始める。</li> <li>○可能な範囲で、児童・生徒等も避難所の誘導など、避難所の運営補助に当たる。</li> </ul>

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
発災直後	<p>○区市町村防災担当部局職員が避難所に派遣されるまでの間、教職員が主体となって運営に当たる。</p>	<p>○災害時の学校施設利用計画に基づき、避難所として使用する場所を決定する。</p> <p>○避難所として使用する体育館、和室等や保健室について、破損したガラスや散乱した器具等を整理・清掃し、使用可能な状態とする。</p> <p>○防災市民組織及び避難者等の中から、避難所業務に従事できる方へ協力を依頼する。</p> <p style="text-align: center;"><b>救護・衛生担当 (救護班)</b></p> <p>○救護スペースを確保する。</p> <p>○校庭にテントを設営し、応急的に収容する。</p> <p>○応急措置用の医薬品等を、校内から可能な限り確保する。</p> <p>○重症者等について、避難所医療救護所へ引き継ぐための応急措置を行う。</p> <p>○軽症者への応急手当を行う。</p>	<p>○防災市民組織等が避難所業務に従事する。</p> <p>○可能な範囲で、児童・生徒等も高齢者や負傷者の介助の補助に当たる。</p>
避難所開設	<p>○担任等は、避難者の誘導と混乱しないよう、児童・生徒等を先に校内の避難スペースへ誘導する。</p> <p>○児童・生徒等の安全確保のため、避難所スペースとは別の場所で児童・生徒等を保護する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>避難所担当 (避難所支援班)</b></p> <p>○避難所を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等のための避難所スペースを確保する。</li> <li>・避難者を体育館等に誘導する。</li> </ul> <p>○学校施設利用計画に基づき、避難所スペースを順次開放する。</p>	<p>○避難者は体育館に避難する。</p>

行動 時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
避難所 開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村防災担当部局職員が避難所に到着する。</li> <li>○区市町村防災担当部局職員と教職員との役割分担に従い、避難所運営業務に従事する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>総務・情報担当 (避難所支援班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村災害対策本部へ避難所開設を連絡する。</li> <li>○避難者に避難者名簿用紙を配布・回収し、整理する。</li> <li>○避難者へ必要な情報を提供する。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>避難所担当 (避難所支援班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設トイレ及びゴミ集積場所を設置する。</li> <li>○避難所内での生活ルールを掲示する。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>給食・物資担当 (食糧班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所用の備蓄品を配給する。</li> <li>○飲料水を配給する。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>救護・衛生担当 (救護班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健室等に応急的な学校内の救護所を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者は、避難者名簿に記入する。</li> </ul>
発災 当日 から 2日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の状況を踏まえ、活動可能なボランティアを募る。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>給食・物資担当 (食糧班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救援物資の受入れスペースを確保し、物資の受け入れ・分類・管理・配給を行う。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>総務・情報担当 (避難所支援班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害状況を把握する。</li> <li>○区市町村災害対策本部へ避難所の状況等を報告する。</li> <li>○外部からの避難者に関する安否確認等に対応する。</li> <li>○区市町村災害対策本部へ連絡し、高齢者等の二次避難所への移送手続きを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒が、避難所運営に関するボランティア活動に従事する。</li> </ul>

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
発災当日 から 2日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内で保護している児童・生徒等の心理的不安に配慮し、指心のケアを行う。 (心のケア)</li> <li>・児童・生徒等の心身の健康への対応</li> <li>・担任教員等と連携した健康観察及び相談活動</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応急教育の見通しを検討し、教育計画の作成に着手する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>救護・衛生担当 (救護班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所に避難所医療救護所が設置された場合、運営に協力する。</li> <li>○トイレやごみ集積所の衛生管理を支援する。</li> <li>○避難者へのメンタルヘルスケア活動を支援する。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>避難所担当 (避難所支援班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営会議の運営を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者自治組織による運営会議が発足する。</li> <li>○避難者運営会議を主体とした避難所業務が開始される。</li> </ul>
発災後 3～6 日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発災後3日目頃から、区市町村防災担当部局職員・教職員による避難所運営から、区市町村首長部局職員、避難者自治組織、ボランティアによる運営へ移行させていく。</li> <li>○発災後5日目頃から、区市町村災害対策本部と避難所閉鎖について協議する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>総務・情報担当 (避難所支援班)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者運営会議による配給・清掃・環境衛生活動等を支援する。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>避難所担当 (避難所支援班) 区市町村 防災担当部局職員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアを受け入れる。</li> <li>○ボランティア代表者の選出や、作業内容・分担等を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒及び保護者に、応急教育の開始時期、内容・方法等を周知する。</li> <li>○ボランティアが来所し、避難所業務に従事する。</li> </ul>
発災後 7日目 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都立学校の場合、避難所の開設期間は協定上の1週間を原則とし、閉鎖する。</li> <li>○ただし、事情により延長する場合は、区市町村防災担当部局職員、避難者自治組織、ボランティア等による運営へ移行する。</li> <li>○教職員は、応急教育計画の準備を行う。</li> </ul>		

(2)夜間・休日等、児童・生徒等が在校していない時間帯に発災した場合

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
<p><b>発災直後</b></p>	<p>○震度6弱以上の地震の場合、都立学校教職員は、自宅及び家族の安全を確認の上、自動的に参集する。</p> <p>○携帯電話等を活用し、学級担任は児童・生徒等の安否確認を行う。</p> <p>○避難所支援担当を編成する。 ・区市町村首長部局職員が避難所に到着するまでの間は、教職員が主体となって運営する。</p>	<p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、施錠されている場合、校門を開錠する。</p> <p>○避難者を校庭に待機させ、校舎・体育館に立ち入らないよう注意する。</p> <p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員、防災市民組織の代表者は、地震や火災等の状況を把握し、広域避難場所への避難に備える。</p> <p>○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、学校の被害状況等を校長等へ速やかに報告する。</p> <p>○避難所運営本部を設置する。</p> <p>○避難者の中から避難所運営に協力できる者を募る。</p> <p>○出火した場合は、防災市民組織及び避難者の応援も得て、初期消火に当たる。</p> <p style="text-align: center;"><b>救護・衛生担当 (救護班)</b></p> <p>○応急措置に必要な医薬品等を、校内から可能な限り確保する。</p>	<p>○地域住民等、避難者が学校へ避難し始める。</p> <p>○児童・生徒等は、原則として保護者と共に避難し、避難所に落ち着いた段階で、学校へ安否及び所在を報告する。</p> <p>○防災市民組織、避難者等が避難所業務に従事する。</p> <p>○防災市民組織、避難者等は教職員に協力し、初期消火に当たる。</p>

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (学校災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒等 避難者等の動き
発災直後	<p>○教職員は、校舎等の施設の安全確認を行う。必要に応じて、避難者等の協力を得る。</p> <p>○全ての校舎等が危険で利用できない場合は、立入禁止とし、区市町村災害対策本部へ連絡の上、指示を受ける。</p>	<p>○重症者等については、避難所医療救護所へ引き継ぐための応急措置を行う。</p> <p>○軽症者に対して応急手当を行う。</p> <p>○負傷者名及び負傷者等が訴えている症状等を記録する。</p> <p style="text-align: center;"><b>避難所担当 (避難所支援班)</b></p> <p>○危険箇所は立入禁止の表示を行う。</p> <p>○避難所として使用する体育館、和室や保健室等について、整理・清掃を行い、使用可能な状態とする。</p>	<p>○避難者は教職員に協力し、校舎・体育館等の安全確認を行う。</p>
避難所開設	○以降の対応は、「(1) 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応」に準じる。		

### (3) 教職員が出勤途上又は帰宅途中に発災した場合の対応

<p><b>ア 教職員が出勤途上に発災した場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤途上の教職員は、所属校へ向かう。</li> <li>・出勤後の対応は、「(1) 児童・生徒等が在校時に発災した場合の対応」に準じる。</li> </ul>
<p><b>イ 教職員が帰宅途中に発災した場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅途中の教職員は、所属校に戻るよう努める。</li> <li>・所属校へ戻った後の対応は、「(2) 早朝・夜間・休日等に発災した場合の対応」に準じる。</li> </ul>

### 3 一時滞在施設としての対応

#### (1) 一時滞在施設の概要

※別添資料2-14「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」参照)

一時滞在施設とは、首都直下地震等の大規模災害発生時に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設である。

指定を受けた都立高校は、帰宅困難者をおおむね3日間程度受け入れることとなる。

なお、一時滞在施設に指定された都立施設を対象に、東京都総務局総合防災部が「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）」を作成している。

発災時の運営及び平時からの準備については、原則として運営マニュアルを参照すること。



【東京都防災ホームページ：「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」】

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku\\_portal/1005196/1006591.html](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1005196/1006591.html)

以下、本マニュアルでは概要のみを記載する。

#### 【参考】一時滞在施設に関する情報の公表

- 一時滞在施設については、混乱防止の観点から、施設の名称や所在地等の基本情報を公表するものとする。
- ただし、個々の施設の受入可能人数については、公表しない。

#### 1 平常時における公表媒体

- 一時滞在施設に関する情報は、平常時から、次の媒体を通じて公表される。
  - ・東京都防災ホームページ  
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>
  - ・帰宅困難者対策ポータルサイト  
[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku\\_portal/index.html](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/index.html)
  - ・インターネット検索サービス（Google、Yahoo 等）

#### 2 地震発生時における公表媒体

- 地震発生時には、状況に応じ、次の媒体等を通じて情報が提供される。
  - ・東京都防災 X（旧 Twitter）(@tokyo\_bousai)
  - ・東京都防災マップ  
<https://map.bosai.metro.tokyo.lg.jp/>
  - ・東京都防災アプリ  
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1028747/index.html>

#### (2) 一時滞在施設の備蓄等の状況

一時滞在施設に指定された都立高校では、各校の受入可能人数（※）に応じて、食糧、飲料水、ブランケット、簡易トイレ等の備蓄品が整備されている（総務局総合防災部が整備）。

校内に十分な備蓄スペースを確保できない都立高校については、総務局総合防災部が設置した倉庫に備蓄品が保管されており、発災後、各都立高校へ配送される。

また、通信手段を確保するため、MCA無線機、特設公衆電話及びWi-Fiが整備されている。

※受入可能人数 = 受入施設の面積 (㎡) ÷ 1.65㎡ (3.3㎡に2人)

### (3) 主な役割

一時滞在施設に指定された都立高校では、地震発生時等の状況に応じ、可能な範囲で次の対応を行う。

また、必要に応じて、施設滞在者に対し、施設運営への協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した上で、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 水、食料、ブランケット等の支援物資を配布する。

※支援物資は総務局総合防災部が備えている。

ウ トイレやごみの処理等、施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況、道路や鉄道の運行状況等について情報収集を行い、施設滞在者へ情報提供を行う。

### (4) 運営の準備（平常時）

一時滞在施設として円滑に対応するため、平時から次の準備を行う。

#### ア 学校危機管理計画の策定

- ・学校危機管理計画では、教職員の危機管理に関わる役割分担を定めている。大地震等が発生した場合、学校は、児童・生徒等の安全確保を最優先としつつ、地域の防災拠点としての役割を担い、一時滞在施設の開設・運営を行う。
- ・このため、学校危機管理計画では、限られた人員を効率的に配置する観点から、避難所支援班のうち、一時滞在施設運営を担当する者を明記し、その役割をあらかじめ明確にしておくとともに、全教職員が協力して運営していく態勢を平時から整えておく必要がある。

#### イ 運営体制の取決め

- ・一時滞在施設を開設した際に機能するよう、役割分担や連絡体制について、あらかじめ整理しておく。

#### ウ 一時滞在施設の管理運営体制

- ・管理責任者（ヘッドクォーター）を選任する。
- ・ケア・コミッショナーを選任する。

※ケア・コミッショナーとは：

総務局総合防災部の運営マニュアルによれば、ケア・コミッショナーは、地震発生時において、一時滞在施設に受け入れた要配慮者、女性、性的マイノリティ等への配慮に努めるとともに、管理責任者及び副管理責任者に対し、必要な助言を行う役割を担う。

また、ケア・コミッショナーは、平時より教職員の中から選任し、要配慮者等への配慮の観点から、一時滞在施設の運営計画の策定等に参加する。

大規模な施設では、複数のケア・コミッショナーを配置するとともに、これらを統括するケア・ハイ・コミッショナーを選任する。

なお、ケア・コミッショナー及びケア・ハイ・コミッショナーについては、女性職員を積極的に選任するなど、配慮が必要な方の視点に立った体制を構築することが望ましいとされている。

## エ 受入れのための環境整備

- ・ 平時から施設の安全確保を行う。
- ・ 記録・帳票を整備する。
- ・ 情報入手手段及び施設滞在者への情報提供体制を整える。
- ・ 安否確認のための体制を整備する。  
※施設管理者は、総務局総合防災部が配備した特設公衆電話、Wi-Fiアクセスポイント、蓄電池、災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。
- ・ 備蓄品の管理及び使用方法を整理する。  
※総務局総合防災部が配備した、一時滞在施設用の備蓄品（帰宅困難者の受入れに必要な3日分の食料、飲料水、ブランケット、簡易トイレ等）を管理するとともに使用方法を確認する。
- ・ トイレ、ごみ処理等の衛生管理体制を整える。
- ・ 学校施設において区域設定を行う。  
※発災時に迅速に施設を開設し、帰宅困難者を受け入れるため、管理運営を担う組織（班）が使用するスペースと、施設滞在者が待機するスペースをあらかじめ区分しておく。
- ・ 非常用電源設備等の確認を行う。
- ・ 防災関係者との連絡体制を整備する。

## オ 訓練における定期的な手順の確認

- ・ 一時滞在施設の開設訓練を実施する。  
※一時滞在施設の円滑な開設・運営を行うためには、平時から実践的な訓練を通じて、手順や役割分担を確認しておくことが重要である。  
一時滞在施設に指定されている学校においては、校内の自衛消防訓練等にあわせて、年1回以上、一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を実施する。
- ・ 駅前滞留者対策訓練等、地元自治体が主催する訓練へ積極的に参加する。
- ・ 総務局総合防災部が主催する情報連携訓練（通信訓練）に参加する。
- ・ 訓練結果を学校危機管理計画等に反映する。

## カ 近隣の施設等への周知

- ・ 近隣の避難所指定施設等（小・中学校、区市町村立の公民館等）に対し、自校が一時滞在施設に指定されていることを周知し、帰宅困難者を速やかに誘導できる体制を構築する。

## (5) 一時滞在施設の運営（発災時）

### ア 開設の判断

- ・ 施設管理者は、都の帰宅困難者受入準備の呼びかけを踏まえ、当該施設の待機場所や施設入口等の安全確認を行うとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の被害状況等を確認した上で、一時滞在施設の開設を判断する。
- ・ なお、施設管理者による自主的な判断により、一時滞在施設の開設を妨げるものではない。
- ・ 開設を決定した場合は、速やかにキタコンDX（※1）を通じて帰宅困難者対策部門（※2）へ報告する。その後も、開設状況について、キタコンDXを通じ定期的に報告する。

### ※1 帰宅困難者対策部門

帰宅困難者対策部門とは、東京都災害対策本部内に設置され、帰宅困難者への情報提供等、帰宅困難者対策を専門に所掌する部門である。

都立一時滞在施設との間では、帰宅困難者対策オペレーションシステム（キタコンDX）やMCA無線機を活用し、地震発生時における連絡体制を整備している。

## ※2 キタコンDX

キタコンDXとは、都が開発した帰宅困難者対策オペレーションシステムの略称である。携帯電話の位置情報等を活用し、災害時における混雑状況や一時滞在施設の運営状況を関係機関間で共有するとともに、連携した帰宅困難者対策を支援する。

また、帰宅困難者のスマートフォン等を通じて、必要な情報を提供する機能を有する。

### イ 開設できない場合の対応

- ・施設管理者は、建物の安全状況や周辺の被害状況等を確認した結果、一時滞在施設として開設できないと判断した場合は、速やかにキタコンDXを通じて、帰宅困難者対策部門へその旨を報告する。
- ・また、一時滞在施設として開設できない場合に、帰宅困難者等の混乱を防止するため、施設の入口その他の見やすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨を掲示する（運営マニュアル参考資料7）。

### ウ 開設・運営の流れ（総括）

- ・地震発生後の経過時間に応じた、一時滞在施設の標準的な運営の流れについては、別添資料2-16「一時滞在施設運営のフロー図」のとおりである。
- ・なお、当該フロー図は標準的な例を示したものであり、地震の規模や各施設の実情等に応じて、柔軟に対応することが必要である。

## (6) 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）

- ア 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- イ 施設内の区域設定
- ウ 職員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- エ 一時滞在施設であることの表示、施設利用案内の掲示
- オ 電話、特設公衆電話、FAX、無線機、Wi-Fi等の通信手段の確保
- カ 都への一時滞在施設の開設・運営状況報告

## (7) 帰宅困難者の受入等（概ね12時間後まで）

- ア 帰宅困難者の受入開始
- イ 簡易トイレ使用スペースの設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ウ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- エ し尿処理・ごみ処理のルールの周知
- オ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者への伝達
- カ 受入可能人数を超過した場合の帰宅困難者対策部門への報告

## (8) 運営体制の強化等（概ね1日後から3日後まで）

- ア 施設滞在者も含めた施設の運営
- イ 公共交通機関の運行再開や、搬送手段等に関する帰宅支援情報の提供
  - ・情報班は、掲示板等で公共交通機関の運行再開情報、道路の被害状況などを随時、提供し、施設滞在者が帰宅する時期を判断できるよう支援していく。

## (9) 一時滞在施設の閉設（概ね4日後以降）

- ア 一時滞在施設閉設の判断

- イ 帰宅支援情報の提供
- ウ 受入者の帰宅誘導

#### 4 災害時帰宅支援ステーションとしての対応

※別添「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」参照

##### (1) 災害時帰宅支援ステーションの概要

災害時帰宅支援ステーションとは、災害発生時に徒歩で帰宅する者を支援する施設であり、学校等の公共施設や、沿道に多数店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設がその役割を担う。

災害時帰宅支援ステーションが行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、道路状況等の情報提供等である。

島しょを除く全ての都立学校は、原則として災害時帰宅支援ステーションに指定されている。

また、都は九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するなど、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めている。

学校は、帰宅経路沿いの被害状況や、行政等から提供される災害関連情報等を踏まえ、教職員等が安全に帰宅できることを確認した上で、あらかじめ定めた手順や優先順位により、児童・生徒等や一時滞在者等の帰宅を開始する。

その際、学校近隣在住者については、自宅までの帰路の安全が確認された者等から段階的に帰宅させることも検討する。

なお、大規模災害発災時は一斉帰宅抑制が原則であり、災害時帰宅支援ステーションの開設は、3日間程度の開設が想定される一時滞在施設の閉鎖後となるが、被災状況によっては発災直後から徒歩帰宅者が発生する可能性もあるため、一時滞在施設としての対応とあわせて支援にあたることを想定しておく。

##### (2) 災害時帰宅支援ステーションの備蓄等の現状（都立学校）

###### ア 飲料水等

- ・災害時帰宅支援ステーション用として飲料水を備蓄している。
- ・また、全都立学校にプールの水をろ過して飲料水に転換できる「ろ水器」を設置している。
- ・ろ水器の機能は1時間当たり2,000リットルの浄水能力があり、毎年度点検を実施している。
- ・非常時にはこれらを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。
- ・このほか、携帯用トイレを備蓄している。

###### イ セルフケアセット

- ・被災者が自ら応急的に対応するための医薬品等を収めたセルフケアセットを、全都立学校に配備している。
- ・一般用医薬品（風邪薬、解熱剤、湿布薬、絆創膏、殺菌消毒剤等）、包帯、ガーゼ等500人分相当が2ケースに収納されている。
- ・非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。
- ・セルフケアセットは東京都保健医療局からの寄託であり、通常、年に一度、期限切れとなっている医薬品等の更新を保健医療局が契約締結した業者が行っている。
- ・使用期限の切れた医薬品等は、変質している可能性があるため使用しないこと。

##### (3) 非常用発電機

災害時帰宅支援ステーションとしての機能を果たすため、停電時における情報機器の電源及び投光器・水中ポンプ用として、全都立学校に非常用発電機を設置している。

また、停電時の照明や情報収集用パソコン等の小型電気機器の電源確保のため、全都立学校に非常用発電機を設置しており、いずれも毎年度点検を実施している。

非常時には、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の双方で活用する。

#### (4) 人的な対応

都立学校の教職員は、災害発生時において、避難所の開設及び運営に協力することとされている。各学校においては、避難所支援班に割り当てられた職員を中心に、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションを開設し、全教職員が役割分担の下で協力して運営に当たる体制を、平時から整えておく必要がある。

その際、発災の時間帯や参集状況により人員に限られることも想定されることから、特定の職員に負担が集中しないよう、対応できる体制とするとともに、必要に応じて相互に補完しながら対応できるよう配慮する。

#### (5) 災害時帰宅支援ステーションに係る今後の取組

##### ア 学校危機管理計画の策定

- ・学校危機計画では、教職員の危機管理に関わる役割分担を定めている。大地震等が発生した場合、学校は、児童・生徒等の安全確保を最優先としつつ、地域の防災拠点としての役割を担い、災害時帰宅支援ステーションの開設・運営を行う。
- ・このため、学校危機管理計画では、限られた人員を効率的に配置する観点から、避難所支援班のうち、災害時帰宅支援ステーションの運営を担当する者を明記し、その役割をあらかじめ明確にしておくとともに、全教職員が協力して運営していく態勢を平時から整えておく必要がある。

##### イ 訓練の実施

- ・東日本大震災における対応とその教訓を踏まえ、学校危機管理計画に基づき、公共交通機関が停止した場合を想定した災害時帰宅支援ステーションの開設及び運営に関する教職員の訓練を実施する必要がある。
- ・訓練に当たっては、徒歩帰宅者への対応、情報提供の方法、一時滞在施設との役割の違い等を確認し、発災時に円滑な対応が行えるよう、実践的な内容とする。

##### ウ 職員の対応

- ・災害発生時の初動対応として、教職員は原則として勤務校に参集する。休日、早朝又は夜間であっても、震度6弱以上の地震が発生した場合には、特段の指示がなくても、全教職員が勤務校に参集することとされている（自動参集）。
- ・深夜に発災した場合には、帰宅困難者の数は比較的少ないことが想定されるが、学校施設・設備の安全確認や開設準備等の対応が必要となるため、発災直後から適切に対応できる体制を整えておく必要がある。
- ・このため、各学校においては、学校危機管理担当者をあらかじめ複数名指定し、発災時には優先的に参集して、校舎の解錠、施設の安全確認等、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションの開設準備に当たるものとする。
- ・その際、必要に応じて地域緊急連絡員の協力を求める。

##### エ 災害時帰宅支援ステーションの開設・閉鎖

- ・島しょを除く全ての都立学校は、原則として災害時帰宅支援ステーションに指定されている。
- ・このため、大地震等により帰宅困難者が発生した場合には、教育庁災害対策本部からの指

示を待つことなく、校長の判断により速やかに災害時帰宅支援ステーションを開設することが求められる。

- ・円滑な開設・運営を行うため、平時から、案内板や案内チラシを準備するとともに、学校危機管理計画において、収容スペースや立入禁止区域の設定、避難所支援班・救護班・食糧班等の役割分担をあらかじめ定めておく。
- ・災害時帰宅支援ステーションを開設した場合は、正門付近に案内板を設置するとともに、保護している児童・生徒等の人数を、所管の学校経営支援センターへ報告する。
- ・また、帰宅困難者に対して案内チラシを配布し、本施設が水やトイレ、道路情報等を提供する一時的な立ち寄り施設であり、一時滞在施設や避難所とは異なることを周知した上で、近隣駅等の案内図を用いるなどして徒歩帰宅を支援する。
- ・災害時帰宅支援ステーション利用者の誘導先については、原則として校庭又は校舎の一部（管理室、特別教室等を除く。）を充て、避難所への避難者は体育館、一時滞在施設は武道場を使用するなど、災害時帰宅支援ステーション、避難所及び一時滞在施設の役割を踏まえ、あらかじめ一定の区分を行っておく。
- ・交通機関の復旧等により、児童・生徒等が帰宅し、帰宅困難者も不在となった場合には、校長の判断により、災害時帰宅支援ステーションを閉鎖する。
- ・閉鎖に当たっては、本庁及び学校経営支援センターと連携・調整を行い、利用者数とともに、学校経営支援センターへ報告する。

## 5 応援態勢

各学校において、一時滞在施設の運営等の災害対応を行うに当たり、発災の規模や参集状況等により、教職員の人員不足が見込まれる場合には、所管の学校経営支援センターに対し、応援職員の派遣を要請する。

派遣要請を受けた学校経営支援センターは、管轄する都立学校の状況を把握した上で、必要に応じて本庁への派遣要請を行い、応援職員の派遣について調整を行う。

## 6 ボランティアの活用等

各学校において、一時滞在施設の運営等の災害対応を行うに当たっては、教職員の人員のみでの対応が困難となる場合も想定されることから、都が指定している広域ボランティア拠点や、区市町村が設置するボランティア拠点等と連携し、必要に応じて支援の依頼やボランティアの活用を図ることも有効である。

また、帰宅困難者等の中には、施設運営に協力できる者もいることから、その協力を得ることも考慮する。